

広報

～地域をつなぐ情報紙～

いわくら

2023

5月号

No.1167

特集

令和5年度岩倉市当初予算

についてお知らせします

令和5年度岩倉市当初予算についてお知らせします

行政課財政グループ (☎ 38-5804)

令和5年度予算が、岩倉市議会3月定例会で可決されました。

そこで、予算の内訳や本年度新たに取り組む事業および重点施策を岩倉市の普遍的な将来都市像である「健康で明るい緑の文化都市」を実現するための第5次総合計画の5つの基本目標に沿って紹介します。

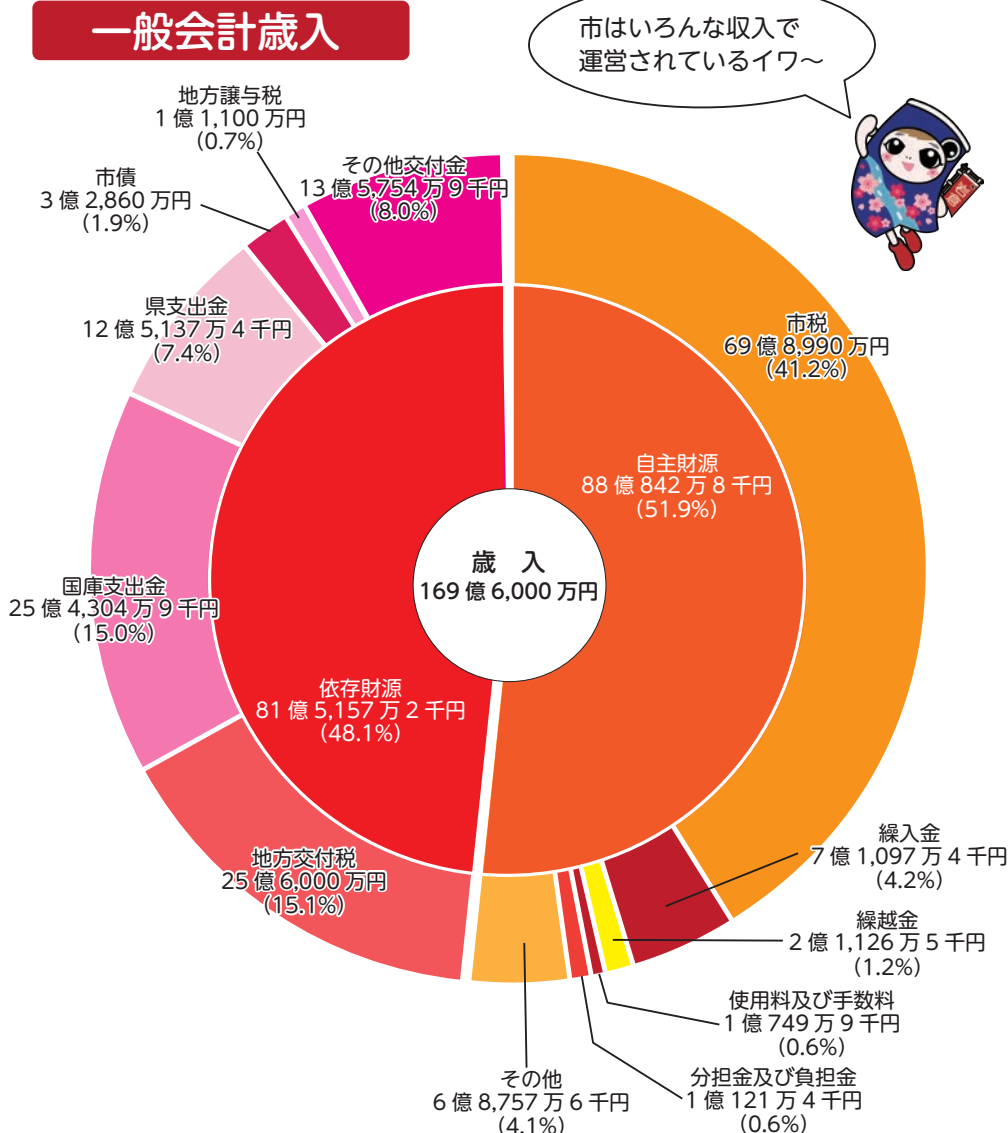
会計別予算額

会計名	令和5年度	令和4年度	増減率
一般会計	169億6,000万円	164億6,000万円	3.0%
特別会計	86億8,458万7千円	83億1,087万2千円	4.5%
国民健康保険	42億6,445万2千円	40億5,475万6千円	5.2%
土地取得	51万8千円	1,459万5千円	▲96.5%
介護保険	35億9,689万8千円	34億8,721万5千円	3.1%
後期高齢者医療	8億2,271万9千円	7億5,430万6千円	9.1%
企業会計	38億6,231万5千円	37億3,778万8千円	3.3%
上水道事業	12億3,526万6千円	11億9,355万1千円	3.5%
公共下水道事業	26億2,704万9千円	25億4,423万7千円	3.3%
合計	295億690万2千円	285億866万円	3.5%

- **予算** 市の1年間における収入・支出の見積りであると同時に支出額と支出の内容を制限する拘束力をもつものです。市長が議会に提案し、議会の議決によって成立します。
- **一般会計** 市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、教育・福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

- **特別会計** 特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。岩倉市では、国民健康保険など4つの特別会計があります。
- **企業会計** 民間企業と同じように、独立採算制を原則とする事業を経理する会計です。岩倉市では上水道事業会計、公共下水道事業会計があります。

一般会計歳入

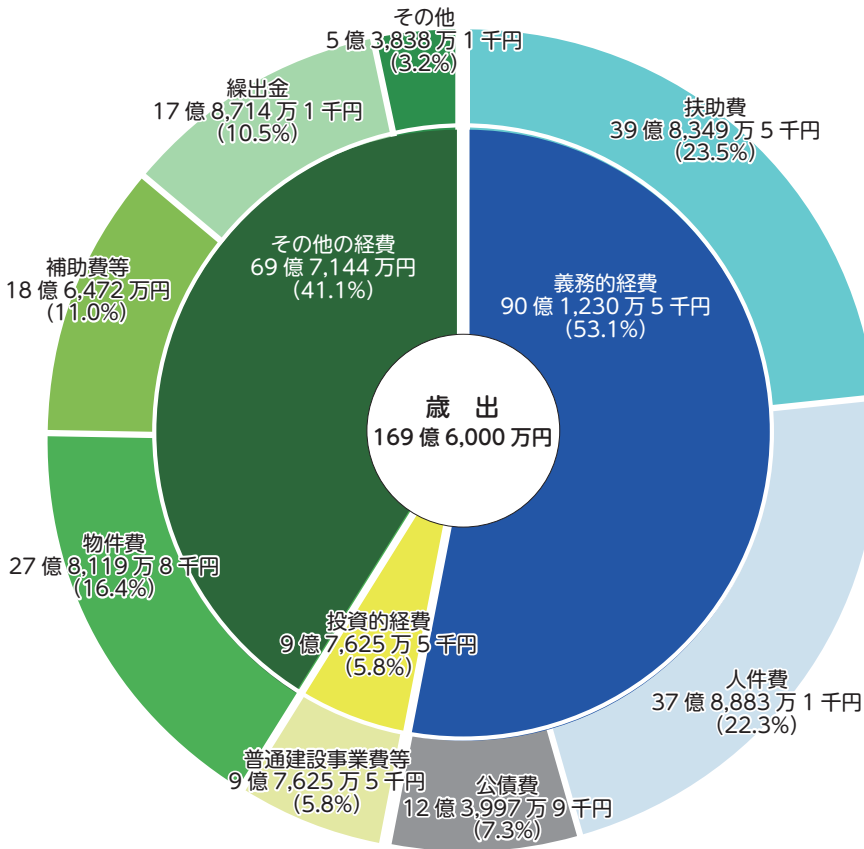


用語解説

- ▼ **自主財源**…自主的な活動で得る収入
- **市税**…市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税などの税金
- **繰入金**…基金(市の貯金)などから繰り入れる(引き出す)お金
- **繰越金**…前年度から繰り越されるお金
- **使用料及び手数料**…市の施設の使用料や証明発行手数料などとして納められるお金
- **分担金及び負担金**…保育園の保育料など、特定のサービスを受けた人から納められるお金
- **その他**…財産収入や預金利子、寄附金など
- ▼ **依存財源**…国や県から交付されるお金など
- **地方交付税**…地方公共団体が行政サービスを等しく提供できるように国から交付されるお金
- **国庫・県支出金**…特定の事業に対して、国・県から交付されるお金
- **市債**…市が行う事業の財源として、国などから借り入れるお金
- **地方譲与税**…一定の基準により市に分配される国税
- **その他交付金**…地方消費税交付金、地方特例交付金など、国や県からの各種交付金

一般会計歳出

性質別歳出の構成比



難しい言葉もこれで
バッチリい〜わ



用語解説

- **扶助費**…生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて、市民の生活を維持するために支出される経費
- **人件費**…職員などに対し、給料、報酬として支払われる経費
- **公債費**…市が国などから借り入れたお金の返済に充てる経費
- **普通建設事業費等**…道路の新設や公共施設の新築・改修などの建設事業にかかる投資的経費
- **物件費**…旅費、委託料、消耗品費、光熱水費などの消費的経費
- **補助費等**…さまざまな団体等への補助金、負担金、報償費、寄附金など
- **線出金**…一般会計と特別会計・企業会計の間で支出される経費
- **義務的経費**…支出が義務づけられ任意に削減できない経費
- **投資的経費**…支出の効果が資本形成に向けられる経費

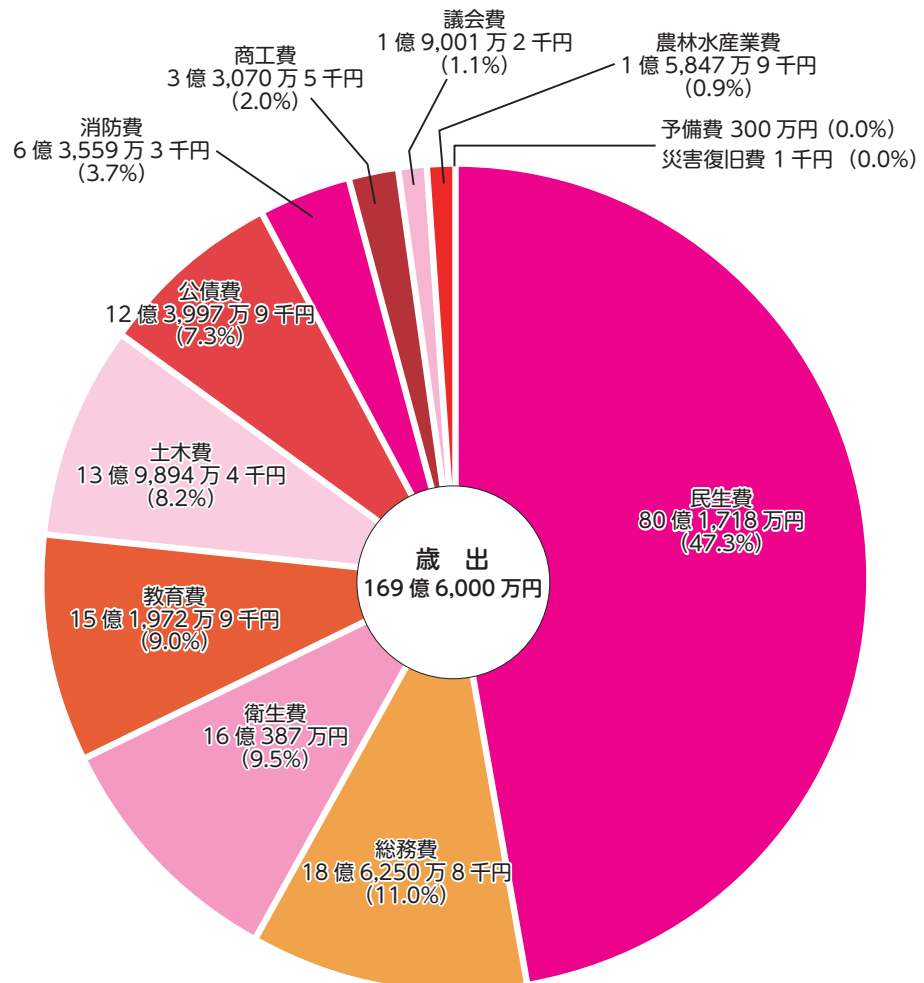
目的別歳出の構成比

こんなに多くのお金がかかっているイワ!



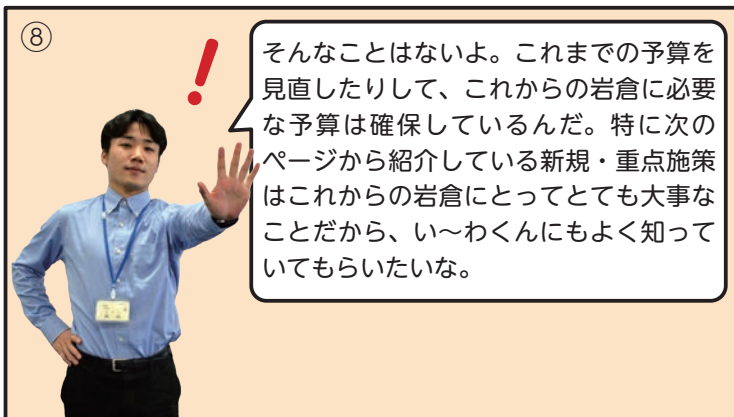
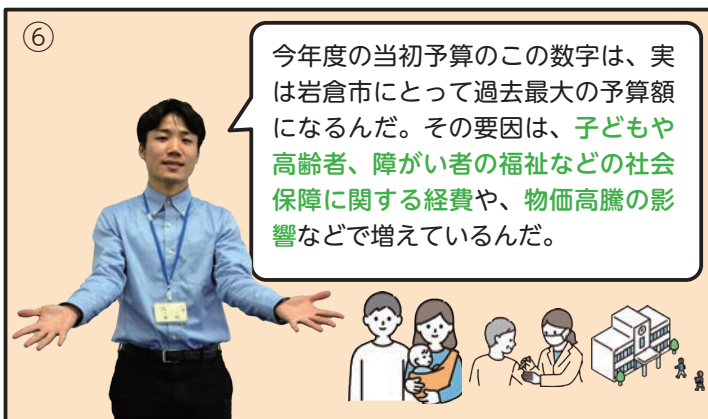
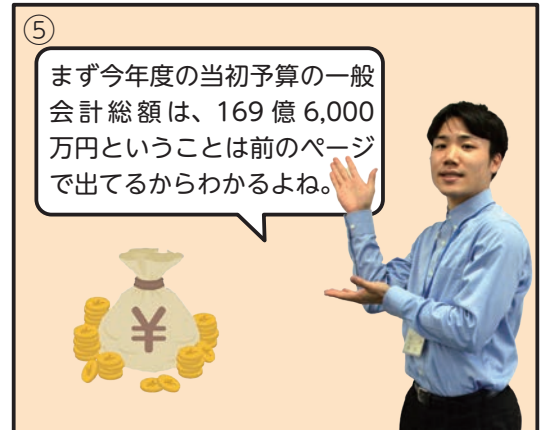
用語解説

- **民生費**…児童・高齢者・障がい者の福祉、医療や保険、生活保護などにかかる経費
- **総務費**…企画、財政、人事、広報、選挙、戸籍、徴税、防犯、防災などにかかる経費
- **衛生費**…保健や環境、清掃などにかかる経費
- **教育費**…学校や図書館、スポーツ振興などにかかる経費
- **土木費**…道路や橋、公園、下水道の整備などにかかる経費
- **消防費**…救急や消防などにかかる経費
- **商工費**…商工業、観光、消費者行政などにかかる経費
- **議会費**…議員報酬や議会運営にかかる経費
- **農林水産業費**…農林水産業の振興などにかかる経費



子育てや医療などの費用がおおきな割合を占めているイワ





新規・重点施策

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

●出産・子育て応援金給付事業（健康課）・・・4,645万5千円

保健師や助産師等が妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を通じて必要な支援に繋げる伴走型の相談支援の充実を図っていくとともに、子育ての経済的負担軽減を図る支援を一体として実施し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えます。

●口腔機能歯科健康診査事業（健康課）・・・90万1千円

●要支援認定者口腔機能歯科健康診査事業（健康課）

・・・58万1千円

現在、口腔機能検査を取り入れた節目歯科健康診査を実施していますが、新たに、76歳および80歳の後期高齢者と介護保険の要支援認定を受けた人を対象に、口腔機能面に特化した問診項目と口腔機能検査を行い、誤嚥性肺炎や生活習慣病等の重症化予防に繋げていきます。

●市民後見人養成事業（福祉課）・・・29万3千円

高齢者等の増加にともない、成年後見制度の利用者数の増加が見込まれることから、成年後見人の担い手の確保が課題となっています。令和4年度に策定した成年後見制度利用促進計画に定める市民後見人養成事業を本市と小牧市、大口町、扶桑町で共同設置している尾張北部権利擁護支援センターに委託して実施し、身近な市民による寄り添い型の権利擁護支援を受けることができるよう、環境整備を進めます。

●産後ケア事業（訪問型）（健康課）・・・12万円

出産後に心身のケアや育児のサポート等が必要な産婦および新生児、乳児については、現在、医療機関での宿泊型の産後ケアを行っています。新たに、助産師が自宅に訪問し、心身のケアや育児サポート等の保健指導を提供する訪問型の産後ケアを行います。

●带状疱疹ワクチン接種助成事業（健康課）

・・・230万円

带状疱疹は50歳頃から発症者が増加し、約2割の人が後遺症に悩まされ、高齢者にとっては長期間に残る神経痛により、心理的、身体的機能に影響を及ぼし、生活の質の低下、運動機能の低下を招くと言われていることから、带状疱疹の発症の抑制および重症化予防のため、50歳以上の市民を対象に、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行います。

●障がい者基幹相談事業（福祉課）・・・2,123万円

市役所1階に設置した基幹相談支援センターに、専門的な資格や知識等のある人員を配置し、障がい福祉サービスの利用支援等の一般相談支援事業のほか、権利擁護のための援助、地域移行および地域定着の促進などに取り組みます。

個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

●五条川小学校区統合保育園整備事業（子育て支援課）・・・1億4,785万円（補正後1億5,878万5千円※）

北部保育園と仙奈保育園、あゆみの家を統合した五条川小学校区統合保育園は、令和7年度末までの整備に向けて、順次、事業を進めており、令和4年度は、検討委員会等での検討を経て基本構想を策定しました。令和5年度は、基本構想に基づき用地の取得と基本設計等を行います。

※保護者用の駐車場を十分に確保するため、補正予算において土地取得費などの予算を増額しています。

●曾野小学校放課後児童クラブ施設建設事業

（子育て支援課）

・・・2億4,988万9千円

子どもが豊かな放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの学校敷地内への移設を進めており、新たに、曾野小学校のグラウンド内に放課後児童クラブ施設を建設し、令和6年4月の開設を目指します。新たな施設の整備により、定員の増員および対象児童の小学6年生までの拡大を行います。なお、建設にあたっては、太陽光発電システムを導入することで温室効果ガスの排出やエネルギーの消費を抑制していきます。

●部活動地域移行検討事業（学校教育課）・・・9万円

国から中学校の部活動を段階的に地域移行することが方針として示されていることを受け、部活動検討懇談会を設置し、中学校の部活動のあり方を検討します。

●コミュニティスクール導入事業（学校教育課）

・・・60万円

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるため、岩倉北、岩倉南、五条川小学校、岩倉中学校においては令和5年度に、岩倉東、曾野小学校、南部中学校においては令和6年度に、コミュニティスクール準備委員会を設置し、コミュニティスクールの導入を検討します。

●岩倉街道町並み調査事業（生涯学習課）・・・11万円

岩倉街道沿いの建造物について、将来、文化財として指定するべき建造物の残存を確認するため、外観の目視による簡易調査を実施し、調査結果を今後の文化財指定の検討に役立てていきます。

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）

●名神高速道路スマートインターチェンジ設置検討事業（都市整備課）・・・1,950万3千円

本市のさらなる交通の利便性の向上に繋げるため、名神高速道路へのスマートインターチェンジの設置については、引き続き、一宮市とともに検討していきます。令和4年度は、スマートインターチェンジの必要性や整備方針の確認等の広域的検討を行い、スマートインターチェンジの設置を優先的に検討する箇所を決定しましたが、令和5年度は、スマートインターチェンジの整備効果や費用便益分析の検討等の概略検討を行います。

●スマホ決済導入事業（上下水道課）・・・・・・184万8千円

水道料金および下水道使用料の支払方法について、利便性の向上を図るため、これまでの口座振替や窓口納付に加え、令和5年度中にスマートフォン等を活用した決済サービスを導入します。

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）

●第2次環境基本計画キックオフフォーラム開催事業（環境保全課）・・・49万5千円

令和4年度に策定した第2次環境基本計画について広くお知らせするため、7月10日(月)に第2次環境基本計画キックオフフォーラムを開催します。今後、さまざまな事業を実効性のあるものとして展開するため、多くの皆さんの参加と取り組みへのご理解とご協力をお願いします。

●住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業（環境保全課）・・・754万円

蓄電池やHEMSなど、脱炭素社会の実現に向けたエコでスマートな暮らしのための住宅用設備の設置費の補助を行います。令和5年度から新たに補助対象に電気自動車等充電設備（V2H）を追加します。

●省エネ家電製品購入促進補助事業（環境保全課）・・・700万円

令和4年度に引き続き、令和5年度も省エネ家電製品の購入費用に対する補助事業を実施します。省エネ基準達成率100%以上のエアコン、電気冷蔵庫、テレビ、LED照明器具が対象となります。

●個人用・事業用次世代自動車購入促進補助事業（環境保全課）・・・185万円

新たに、市民や市内の事業者を対象に、温室効果ガスの削減に繋がる次世代自動車の購入費の補助を行うことで、利用拡大を図っていきます。

●雨水調整池設置事業（上下水道課）・・・4億3,864万1千円

令和4年度からの2か年で大矢公園に調整池を設置する工事を行っています。令和5年度は、大矢公園調整池の本体工事を行うほか、導水管設置工事等を行います。

協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

●地域力活性化支援事業（協働安全課）・・・273万9千円

地域のさまざまな課題を解決し、ずっと暮らし続けることができる持続性の高い魅力ある地域づくりに繋げるため、小学校区ごとに自由に語り合う場である「未来寄合」を開催しています。令和4年度に開催した3つの小学校区では、異なる年代、異なる立場の参加者が話し合うことで、さまざまな有益な意見を出していただけました。令和5年度は、岩倉東小学校区および曾野小学校区で「未来寄合」を開催したのち、各小学校区の取組や検討内容を共有するための全体フォーラムを開催し、今後の地域づくりのあり方や方向性を、市民の皆さんと一緒に考えていきます。

令和5年度補正予算についてお知らせします

●保育園紙おむつ処理事業（子育て支援課）・・・1,022万4千円

保護者や保育士の負担軽減を図るため、令和5年7月から公立保育園において使用済み紙おむつの処理を行います。また、私立の認定こども園等においても、紙おむつの処理にかかる費用の一部を補助します。

●新型コロナウイルスワクチン接種事業（健康課）・・・1億8,165万4千円

臨時特例接種の実施期間が令和6年3月31日まで延長されたことを受け、引き続き、希望される人に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施し、感染拡大防止、重症化予防等を図ります。



岩倉市ホームページでは、英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の翻訳に対応しています。
Iwakura City homepage supports English, Portuguese, Chinese and Korean translations.
A página inicial da Iwakura City suporta traduções em inglês, português, chinês e coreano.
岩倉市主页支持英文、葡萄牙文、中文和韩文翻译。
이와쿠라시 홈페이지에서는 영어, 포르투갈어, 중국어, 한국어 번역에 대응하고 있습니다.

目次 - CONTENTS

- 2 **特集 令和5年度岩倉市当初予算についてお知らせします**
- 8 市政通信
- 27 協働のまちづくりコーナー
- 28 情報コーナー
- 45 市民相談 / 分別収集・古紙と古着の日
- 46 5月の保健センター案内
- 48 Talks With Tomas./ 頭の体操 クロスワードパズル
- 49 みんなに教えたい私の好きな岩倉 / 簡単!! 美味しい野菜レシピ
- 50 フォトニュース
- 52 いわフォト / Pick Up News

情報 - INFORMATION



休日急病診療担当医 (5月)

休日急病診療所 (旭町一丁目 20 番地)
☎ 66-4708 (日曜日・祝日)
受付 9:00 ~ 11:30、13:00 ~ 16:30

3日(水)	檜木 治幸 (岩倉メンタルクリニック)
4日(木)	高田 幹彦 (岩倉病院)
5日(金)	友松 威 (ともまつ眼科クリニック)
7日(日)	鬮目 美穂子 (いわくら内科・呼吸器内科クリニック)
14日(日)	清水 美仁 (しみず眼科クリニック)
21日(日)	野崎 俊光 (のざき内科・循環器科クリニック)
28日(日)	伊藤 史朗 (伊藤皮フ科)

※担当医は変更する場合があります。市ホームページでご確認ください。

※発熱・咳などの症状がある場合は、あらかじめ休日急病診療所までご連絡ください。

お店にも「広報いわくら」を置いてください!!

マガジンラックなどに広報を置いていただけるお店を募集しています。

秘書企画課広報広聴グループ (☎ 38-5802) までご連絡ください。次号から必要部数をお届けします。

- ・交通安全都市宣言 (昭和 37 年 1 月 27 日)
- ・核兵器廃絶平和都市宣言 (平成 7 年 12 月 20 日)
- ・安全・安心なまち宣言 (平成 16 年 12 月 6 日)
- ・環境都市宣言 (平成 25 年 3 月 28 日)
- ・健幸都市宣言 (平成 30 年 12 月 1 日)
- ・ゼロカーボンシティ表明 (令和 5 年 2 月 27 日)

小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう	愛	ふれ合い	みんなの和	(家族仲間の和を願って)
育てよう	心	からだ	みんなの健康	(市民一人一人の幸せを願って)
高めよう	文化	芸術	みんなの暮らし	(生活の質の向上を願って)
守ろう	自然	環境	みんなの地球	(かけがえのない地球の存続を願って)
つくろう	人	まち	みんなの未来	(豊かな社会の実現を願って)



人 □ (令和5年4月1日現在)

	前月比	前年比
総人口	47,761 人 -62 人	187 人
男	23,853 人 -48 人	103 人
女	23,908 人 -14 人	84 人
世帯数	22,552 世帯 20 世帯	402 世帯

前月詳細

出生	29 人	転入等	413 人
死亡	41 人	転出等	449 人



税・保険料等納期限

介護保険料第2期	5月31日(水)
軽自動車税種別割	

※口座振替を利用している人は、あらかじめ預金残高の確認をお願いします。



日曜市役所 (証明発行業務)

午前 8 時 30 分 ~ 正午

※マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニエンスストア等で住民票の写し・印鑑登録証明書を取得することができます。



休日納付窓口 (市役所 2 階 税務課)

5月21日(日)午前 8 時 30 分 ~ 正午





地産地消キャンペーンで

「あいちのかおり」や「名古屋コーチン」が当たります

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

地産地消キャンペーン

抽選券の配布は
5月7日まで

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う生活支援として郵送にて配布しましたおこめ券を市内のキャンペーン参加店舗で使用すると、地元産あいちのかおりや岩倉特産名古屋コーチン生肉などが抽選で当たる「地産地消キャンペーン」を行っています。抽選券の配布期間は、5月7日(日)までですので、この機会にぜひご利用ください。

【当選番号の発表】

- 発表日 5月19日(金)
- 発表方法 JA 愛知北ホームページにて掲載、また、キャンペーン参加店舗にもポスターで掲示。広報いわくら6月号にも掲載します。

【景品との引き換え】

- 引換場所
 - ★名古屋コーチン生肉 (要事前予約)
 - ①関戸養鶏人工孵化場 (住所 西市町無量寺13番地、☎ 37-0369)
 - ②名古屋コーチンの店「鳥勝」 (住所 本町畑中21番地、☎ 66-0379)

★名古屋コーチン以外の景品

- JA 愛知北産直センター岩倉店 (住所 大地町西町畑5、☎ 38-3301)
 - ※事前予約が必要な景品もありますので、詳細は下記の市ホームページをご確認ください。
- 引換期間 5月22日(月)～6月30日(金)
 - ※期間を過ぎますと引き換えができませんので、ご注意ください。

おこめ券の受け取り期限は5月31日(水)までです

郵送時に不在、その他の理由により受け取りがされなかったおこめ券については岩倉市役所で保管していますので、まだ、受け取られていない人はお早目にお受け取りください。受取方法等については下記のとおりです。

- 配布対象者 令和5年1月1日において本市に住民登録のある世帯の世帯主
- 受取期間 5月31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)
- ★受取時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ※ただし、5月21日(日)、28日(日)は午前8時30分から正午まで受け取ることができます。
 - ※期限を過ぎますと受け取ることができませんので、ご注意ください。
- 受取場所 市役所5階秘書企画課企画政策グループ
 - ※5月21日(日)、28日(日)は市役所1階おこめ券受け渡し臨時窓口

●受取方法

【世帯主ご本人が来庁される場合】

本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの公的書類)を持参の上、お越しください。

【世帯主ご本人以外が来庁される場合】

世帯主ご本人の本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの公的書類)と来庁される人の本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの公的書類)を持参の上、お越しください。

詳細は、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



令和5年 住宅・土地統計調査の調査員を募集します

秘書企画課企画政策グループ（☎38・5805、FAX38・2471、
メール hishokikaku@city.iwakura.lg.jp）

住宅・土地統計調査は5年に一度、住生活関連施策の基礎資料を得る事を目的とした調査で、令和5年10月1日を基準日として、全国一斉に実施されます。調査員活動を経験したことのある人はもちろん、そうでない人も大歓迎です。

●募集人員 45人

●応募資格 次の全ての要件を満たす人

- ①年齢が20歳以上(令和5年10月1日現在)
- ②税務および警察などの事務に直接関係がないこと
- ③公職の候補者の選挙活動に直接関係がないこと

●調査員の仕事

- ①事務説明会への出席（8月下旬～9月上旬・半日程度）
- ②担当調査区の確認
- ③調査票の配布と回収（9月下旬～10月上旬）
- ④調査票の点検・提出など

●調査員の身分 非常勤の地方公務員として愛知県知事から任命されます。

（任命期間は8月下旬～10月下旬の予定）

●調査員の報酬(国の基準) 3調査区(1調査区あたり調査対象は約17住戸程度)の場合、約6万8000円程度

※担当いただく調査区数については、ご相談に応じます。

●応募 6月30日(金)までに、次のいずれかの方法にてご応募ください。

・Web申請 市ホームページの応募専用フォームより必要事項を入力してご応募ください。

・持参・メール・FAX 応募用紙またはメール本文に必要事項をご記入のうえ提出してください。

・郵送 はがきまたは応募用紙に、必要事項をご記入のうえ、郵送してください(当日消印有効)。

※必要事項：住所・氏名・生年月日・年齢・職業・電話番号・調査時の移動手段(徒歩・自転車・バイク・自動車)・統計調査員経験の有無(経験のある場合は、調査名を記入してください)

※応募用紙は市役所5階秘書企画課でお受け取りになるか、市ホームページからダウンロードできます。

●その他 必要に応じて面接を行います。



市ホームページ

マイナポイント申込・マイナンバーカード申請 臨時サポート窓口

開設中

●問合せ先 申請サポート窓口（☎090-2779-4178、☎080-8549-5160）

※希望の問合せ先にお電話が繋がらない際は、もう一方の番号におかけください。

●開設場所 市役所1階エスカレーター付近

●開設日時 令和5年5月31日(水)まで

★月～金曜日 午前8時30分～午後5時

★日曜日 午前8時30分～正午

※土曜日、第3土曜日の翌日曜日、祝日は開設しません

●持ち物

★マイナポイントの申し込み マイナンバーカード（利用者証明用の4桁の暗証番号が必要です）

※ポイントを付与したい決済サービスを事前にご確認ください

※公金受取口座の登録をご希望の人は通帳等登録する口座のわかるものをお持ちください。

★マイナンバーカードの申請 本人確認書類または個人番号カード交付申請書



岩倉市職員人事異動をお知らせします（令和5年4月1日付）

問合せ先 秘書企画課秘書人事グループ（☎ 38-5801）

（ ）内は旧職名

【部長級】 健康福祉部長兼福祉事務所長 長谷川忍（教育子ども未来部長）、教育子ども未来部長 近藤玲子（教育子ども未来部学校教育課長）

【課長級】 建設部都市整備課長 西村忠寿（建設部都市整備課長兼企業立地推進室長）、会計管理者兼会計課長 若森豊子（教育子ども未来部生涯学習課図書館長）、教育子ども未来部学校教育課長 岡崎祐介（会計管理者兼会計課長）

【主幹級】 総務部協働安全課主幹 小出健二（総務部秘書企画課主幹）、健康福祉部長寿介護課主幹 浅田正弘（建設部企業立地推進室主幹）、健康福祉部長寿介護課主幹 浅野弘靖（健康福祉部長寿介護課統括主査）、消防本部総務課主幹 小川薫（健康福祉部健康課統括主査）、教育子ども未来部生涯学習課図書館長 高橋善美（健康福祉部長寿介護課主幹）、教育子ども未来部子育て支援課中部保育園園長 野田文恵（教育子ども未来部子育て支援課東部保育園園長）、教育子ども未来部子育て支援課東部保育園園長 加藤美穂（教育子ども未来部子育て支援課仙奈保育園園長）、教育子ども未来部子育て支援課仙奈保育園園長 鬼頭美穂（教育子ども未来部子育て支援課中部保育園園長）

令和5年度の区長の皆さんをお知らせします

問合せ先 協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803）

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	村瀬 金久	神野町	青山 徳彦
下本町	伊藤 利和	石仏町	奥田 裕司
中本町	菅原 寛	北島町	櫻井 三喜男
東町	山田 一寿	野寄町	三輪 明壽
中野町	藤井 和彦	大地町	加藤 三千雄
本町（上市場）	加藤 厚	中央町	中島 徳男
本町（北口）	佐藤 順司	川井町	大島 壽彦
本町（門前）	山本 和己	大山寺町	伊藤 清春
西市町	大野 俊次	稲荷町	田中 孝尚
新柳町	牧野 明子	曾野町	木戸 勉
新柳町1区	堅田 友則	五条町	山田 雅弘
鈴井町	藤原 一利	南新町	野口 臣一
泉町	水谷 隆幸	東新町1区	時田 正人
八剣町	樋口 強	東新町2区	藤井 純二
井上町	安藤 勝康	東新町3区	塚本 秋雄

児童手当の対象所得が令和4年中の所得に切り替わります

問合せ 子育て支援課児童グループ (☎ 38-5810)

児童手当について、6月分からは令和4年中の所得で算定します。これまで児童手当を受給していた人で所得が下表の「B: 所得上限限度額」以上の場合は、児童手当等の受給資格が消滅となります。また、所得が「B: 所得上限限度額」未満の場合で、昨年6月分からの児童手当等が受けられなかった人は、新たに児童手当等が支給されます。その場合は、改めて、認定請求の申請が必要です。

	A: 所得制限限度額		B: 所得上限限度額	
	下の所得額以上の場合は児童ひとりにつき月5,000円(特例給付)を支給		下の所得額以上の場合は支給なし	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安 [※]	所得額	収入額の目安 [※]
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

●申請期限 5月31日(水)

※市民税県民税納税通知や給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定通知書等により、所得上限限度額未満となることが分かった場合は、通知を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求の申請を行ってください。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●申請方法 子育て支援課の窓口まで、認定請求書および必要書類を持参または郵送してください。マイナンバーカードをお持ちの人は電子申請も可能です。詳しくは、市ホームページ等をご確認ください。

※児童を養育している人が公務員の場合は、勤務先の担当部署にご確認ください。

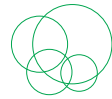
●支給月額

児童の年齢		児童手当	特例給付
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

児童手当…「A: 所得制限限度額」未満の人

特例給付…「A: 所得制限限度額」以上、「B: 所得上限限度額」未満の人

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降の児童をいいます。



令和5年度 歯科保健事業一覧



～早期発見で大切な歯と歯ぐき、お口の機能を守りましょう～

●問合せ先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

節目歯科健康診査

●診査内容 口腔内診査、保健指導、舌・口唇機能のチェック（65・70歳のみ）、歯冠（前歯唇側）クリーニング（希望者）

※右記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和6年2月29日（木）

●ところ 市内委託医療機関

（左ページ実施歯科医療機関（令和5年度）参照）

●費用 無料

●対象

20歳	平成15年4月1日から平成16年3月31日生まれ
30歳	平成5年4月1日から平成6年3月31日生まれ
40歳	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日生まれ
50歳	昭和48年4月1日から昭和49年3月31日生まれ
60歳	昭和38年4月1日から昭和39年3月31日生まれ
65歳	昭和33年4月1日から昭和34年3月31日生まれ
70歳	昭和28年4月1日から昭和29年3月31日生まれ

新規

口腔機能・歯科健康診査

●対象

76歳	昭和22年4月1日から昭和23年3月31日生まれ
80歳	昭和18年4月1日から昭和19年3月31日生まれ

※上記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和6年2月29日（木）

新規

要支援認定者 口腔機能・歯科健康診査

●対象 令和5年4月以降に要支援認定1、2の認定を受けた人

※令和5年度節目、口腔機能健康診査の対象者は除く

※要支援認定後に受診券を送付します。



●実施期間 受診券到着後～6カ月

在宅療養者のための訪問歯科健康診査

※歯科医院へ通院ができない人の歯科健診を行います。

●対象 寝たきりや重度の障がい等により、通院による歯科健康診査を受けることができない在宅療養中の市民で、次のいずれかに該当する人

- ① 節目歯科健康診査、口腔機能・歯科健康診査の対象者
- ② 要介護4または5に認定された人
- ③ 20歳以上の障がい等がある人



※申し込みが必要です

訪問歯科健康診査を希望する人は、介護保険証または障害者手帳、節目歯科健康診査受診券（①の対象者のみ）を持って、保健センターにお申し込みください。

●実施期間 受診券到着後～6カ月

●診査内容 口腔内診査、保健指導、飲み込みの機能や舌・口唇機能のチェック

●ところ 市内委託医療機関（左ページ実施歯科医療機関（令和5年度）参照）

●費用 無料

はちまるにいまる

8020 歯の健康コンクール

- 対象 市内に住む 80 歳以上の人（昭和 19 年 3 月 31 日以前生まれ）で 20 本以上歯のある健康な人、過去に本表彰を受けていない人
- 応募方法 8 月 31 日(木)までに保健センター、市内歯科医院（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員の歯科医院）に応募してください（下表のとおり）。
- 表彰 11 月 12 日(日)に開催される「いわくら市民ふれ愛まつり」で表彰式を行います。

各歯科健診の実施および 8020 歯の健康コンクール実施歯科医療機関（令和 5 年度） 令和 5 年 4 月 1 日現在

所在地	医療機関名	節目	口腔機能	要支援認定者	訪問	8020	電話番号
石仏町	はっとり歯科医院	●	●	●	●	●	66-3080
井上町	ありま歯科医院	●	★	★	—	●	22-6680
八剣町	京極歯科クリニック	●	★	★	●	●	22-6608
神野町	岩倉かとう歯科	●	●	●	—	●	66-4182
東町	青木歯科	●	★	★	●	●	66-5955
東町	むらせ歯科・矯正歯科インプラントオフィス	●	●	●	—	●	38-0811
東町	山田歯科	●	●	●	●	●	66-7502
西市町	あいち歯科	●	★	★	●	●	38-1184
中本町	カジウラ歯科	●	★	★	●	●	66-6480
中本町	カドヤデンタルクリニック	●	★	★	●	●	38-1011
本町	いわくら駅前歯科	●	★	★	●	●	66-8118
本町	岩倉歯科・矯正歯科	●	●	●	—	●	38-0038
本町	こもれびデンタルクリニック	●	●	●	—	●	37-0540
栄町	松浦歯科・矯正歯科	●	●	●	—	●	37-0450
栄町	寺澤歯科	—	—	—	—	●	66-5508
栄町	夫馬歯科クリニック	●	●	●	●	●	66-2550
下本町	小川歯科医院	●	●	●	●	●	37-7496
昭和町	犬塚歯科医院	●	●	●	—	●	66-3800
稲荷町	岩倉中央歯科医院	●	●	●	●	●	37-8241
曾野町	ヒガキ歯科医院	●	●	●	●	●	38-3888
大市場町	はまじま歯科クリニック	●	●	●	●	●	37-0030
野寄町	岩倉しばた歯科・矯正歯科	●	★	★	●	●	81-7182
川井町	あさだ歯科	●	●	●	●	●	37-3457
大山寺本町	小岩井歯科	●	★	★	●	●	37-8148

★印は口腔機能に詳しい医療機関です。

（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員）（地区別順）

フッ化物塗布・歯科健診・歯の健康相談

- とき 6 月 4 日(日) 受付：午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分※予約の必要はありません。
- ところ 保健センター※駐車場に限りがありますので、車でのお出かけはご遠慮ください。
- 対象 フッ化物塗布・歯科健診は、乳幼児から小学 6 年生まで。
歯の健康相談はどなたでも受けられます。
- 費用 無料
- 主催 一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
- その他 事前に歯みがきをしてお越しください。また、フッ化物塗布後 30 分は飲食ができません。塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。



新型コロナワクチン接種について（令和5年4月11日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。

なお、**ワクチン接種は強制ではありません**。本人または保護者の同意がある場合に接種が行われます。

※特例臨時接種期間は、令和6年3月31日まで延長されました。
接種費用は無料です。




ほっと情報メール



公式 LINE

令和5年春開始接種について（5月8日より開始）

令和5年春開始接種については、初回接種（1・2回目）が完了し、かつ下記表のいずれかに該当し、最後の接種から3カ月経過した人が対象です。

対象者（初回接種（1・2回目）完了者）	接種券の送付について
高齢者（65歳以上）	4月下旬より接種日の早い人から順に順次接種券を発送します（未使用の接種券が手元にある人はそちらを使用してください）。
基礎疾患を有する人（※）や新型コロナウイルスにかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める人（5～64歳）	接種券送付のための申請が必要です （未使用の接種券がある人は申請不要です）。 【申請フォーム】 
医療従事者・介護従事者等（64歳以下）	●申請方法 ★電話【岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター】 ☎ 0120-056-712（受付時間：毎日午前9時～午後7時） ★電子申請 右の二次元コードを読み取り申請してください。

（※）対象となる基礎疾患等について（該当するか迷う場合はかかりつけ医にご相談ください）

18歳以上（1～9は通院もしくは入院している人）	18歳未満（全て通院もしくは入院している人）
1. 慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気 2. 病気や治療による免疫機能の低下 3. 神経疾患や神経筋疾患を原因とする身体機能の低下 4. 染色体異常 5. 血液の病気（鉄欠乏性貧血は除く） 6. インスリンや飲み薬で治療中又は合併症のある糖尿病 7. 睡眠時無呼吸症候群 8. 重い精神疾患 9. 知的障がい 10. BMIが30以上である	1. 慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気 2. 病気や治療による免疫機能の低下 3. 神経疾患や神経筋疾患を原因とする身体機能の低下 4. 染色体異常 5. 血液の病気 6. 代謝性疾患（糖尿病を含む） 7. 悪性腫瘍 8. 膠原病 9. 内分泌疾患 10. 消化器疾患

精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している人については通院または入院をしていない場合でも基礎疾患のある人に該当します。

※初回接種は、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に引き続き実施します。

※小児（5～11歳）の追加接種（小児用オミクロン株対応ワクチン）は、接種開始からの期間が短いため、初回接種（1・2回目）を完了した全ての小児（小児用オミクロン株対応ワクチンを接種していない人）を対象に8月末まで接種期間を延長して実施します。基礎疾患を有する小児は令和5年春開始接種（5～8月）でさらに1回の接種ができます。

国民健康保険ご加入の皆さんへ

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

令和5年度国民健康保険税の税率改正

国民健康保険の安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率を下表のとおり改正しました。
令和5年度の保険税額のご案内は令和5年7月中旬に送付します。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得に応じて負担)	6.00%	6.60%	2.20%	2.70%	1.90%	2.30%
均等割 (加入者数で負担)	24,100円	26,100円	8,900円	9,700円	10,100円	11,000円
平等割 (加入世帯で負担)	17,000円	据え置き	6,300円	据え置き	5,000円	据え置き

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯主と、その世帯にいる被保険者の総所得金額等の合計が基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。所得が0円の場合でも、申告をしていないと軽減できませんので、必ず市県民税の申告をしてください。(申告窓口：市役所2階税務課)

出産育児一時金支給額の改正

子育て世帯の負担軽減のため、令和5年4月1日以後の出産にかかる支給額を次のとおり改正しました。

支給額	
改正前	42万円
改正後	50万円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は48万8千円)



国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック費用を助成します ●問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

実施時期	令和5年4月 ~ 令和6年3月
対象要件	・国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人で、国民健康保険税に未納がないこと。 この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や岩倉市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	①市民窓口課に電話で申込 → ②受診券の送付 ^{*1} → ③医療機関に予約 ④受診・費用の支払い → ⑤市民窓口課に申請 ^{*2} → ⑥助成金の振込 ※1 要件を確認後、郵送します。 ※2 検査結果(写)と領収書(写)の提出が必要です。

検査コース	検査の内容
Aコース	身長、体重、腹囲、BMI、視力、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、便潜血検査、胸部X線検査
Bコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT
Cコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT+胃部X線または胃カメラ
オプション検査	胸部CT、眼底・眼圧検査

検査コース	Aコース	Bコース		Cコース				オプション検査	
		腹部超音波	腹部CT	腹部超音波		腹部CT		胸部CT	眼底・眼圧
				胃部X線	胃カメラ	胃部X線	胃カメラ		
助成額	10,000円	12,000円	13,000円	15,000円	16,000円	16,000円	17,000円	1,000円	500円
岩倉病院 (☎ 37-8155)	10,000円	17,000円	26,000円 (胸部CT込)	23,000円	29,000円	33,000円 (胸部CT込)	39,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
ようてい中央 クリニック (☎ 66-5133)	10,000円	15,000円	17,000円 (胸部CT込)	21,000円	27,000円	31,000円 (胸部CT込)	34,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
おしたに クリニック (☎ 38-3501)	10,000円	—	17,000円					+3,000円	
かみのクリニック (☎ 38-3800)	10,000円	15,000円	17,000円					+3,000円	
ませきクリニック (☎ 37-0175)	10,000円	15,000円	20,000円 (胸部CT込)					腹部CT選択 で同時受診	
有馬医院 (☎ 37-0123)	10,000円	15,000円							
いわくら内科・呼吸 器内科クリニック (☎ 66-3434)	10,000円	15,000円							
丹羽内科 クリニック (☎ 66-3366)	10,000円	15,000円							
のぎき内科・循環 器科クリニック (☎ 37-2018)	10,000円	15,000円							
いとうクリニック (☎ 38-1112)	10,000円								
岩倉東クリニック (☎ 66-1210)	10,000円								
名草クリニック (☎ 37-1700)	10,000円								

Aコースの場合 助成を受けると
自己負担0円 となります
まずは市民窓口課に電話でお申し込みください

★検査費用額は、令和5年4月1日現在のものです。受診時期によっては金額が変更される場合がありますので、予約時に念のため医療機関でご確認ください。

後期高齢者医療にご加入の皆さんへ 人間ドック費用を助成します

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

後期高齢者医療加入者の受診機会確保のため、人間ドック費用の助成をしています。

検査内容は、Aコースのみが対象です。

実施時期	令和5年4月～令和6年3月
対象要件	・後期高齢者医療に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ※この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	国民健康保険と同様です。まずは、市民窓口課へ電話でお申し込みください。
対象医療機関	国民健康保険と同様です。
検査内容	Aコースのみ。国民健康保険のAコースの検査内容と同様です。
助成額	10,000円

特定健診・健康診査の基本健診項目に、便潜血検査と胸部X線検査をプラスして、実質自己負担0円で受診できます。

脳検査・脳ドックの申し込みを受け付けます

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者を対象に脳検査・脳ドックの費用の一部を助成します。

※脳手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人は、受診できません。

※検査機器は狭小ですので、閉所恐怖症の人は、検査できない場合があります。

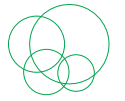
申込期間	令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木) (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)	
申込方法	市民窓口課に電話で申込 (☎ 38-5833)	
対象要件 (全てに該当する人)	国民健康保険の加入者	後期高齢者医療の加入者
	・令和5年4月1日現在35歳以上の人 ・国民健康保険税に未納がないこと ・受診日に岩倉市で国民健康保険に加入している人	・後期高齢者医療保険料に未納がないこと ・受診日に岩倉市で後期高齢者医療に加入している人
定員	90人	80人
受診期間	令和6年3月8日(金)まで (日曜日、祝日、年末年始は除く)	
受診医療機関	岩倉病院 (川井町)・ようてい中央クリニック (曽野町)	

検査名	検査項目	検査費用額	助成額	自己負担額
脳検査	血圧測定、MRI検査、MRA検査	25,000円	13,000円	12,000円
脳ドック ^(※)	問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、心電図検査、尿検査、聴力検査、胸部X線検査、血清クレアチニン検査	35,000円	13,000円	22,000円

(※) 特定健診・健康診査を受診される人または岩倉市が実施している人間ドック費用の助成を受ける人は、検査項目が重複するため、脳ドックはお申し込みできません。

また、脳神経外科に定期的に受診している人は、お申し込み前にかかりつけ医にご相談ください。

★検査費用額は、令和5年4月1日現在のものです。検査費用額については、予約時に念のため医療機関でご確認ください。



軽自動車税種別割の納税についてお知らせします

税務課市民税グループ ☎38・5806

軽自動車税種別割は令和5年4月1日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。
今年度の軽自動車税種別割の納期限は、5月31日(水)です。納期限までに必ず納めましょう。

税率について

標準税率については下表に記載のとおりです。

最初の新規検査から13年が経過した車両(平成22年3月31日以前に最初の新規検査が行われた車両)について、通常より高い税率が適用されます。

また、令和4年度に新規検査が行われた車両で、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、その燃費性能に応じて、今年度のみ税率が軽減されます。詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または市ホームページをご確認ください。

軽自動車税種別割の減免

身体が精神に障がいのある人の軽自動車税種別割を減免します(一人につき1台に限る)。

●減免の対象 身体障がい(障がいの区分や級別による可否あり)または精神1級の障がいを持ち、手帳の交付を受けている人が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満の人または精神障がい者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む)

- 申請に必要なもの
 - ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等
 - ・車検証
 - ・個人番号の分かるもの
- 申請期限 5月31日(水)

1. 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

車両区分		年額
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
ボートトレーラー		3,600 円

2. 四輪以上および三輪の軽自動車

			最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両	最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	最初の新規検査から13年が経過した車両
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

軽自動車の車検は、



JNKS

問合せ先
税務課市民税グループ
(☎ 38-5806)

納税証明書が
原則不要に！

令和5年1月より軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、軽自動車の車検（継続検査）で納税証明書の提示が**原則不要**になりました。

※所有する車両が小型の二輪自動車（250cc 超）の場合は軽 JNKS の運用対象外のため、これまでどおり納税証明書が必要です。

●口座振替をしている人 軽自動車税を口座振替で納付している人には、令和6年度から納税証明書は送付しませんが、小型の二輪自動車（250cc 超）を所有する人には、これまでどおり納税証明書を送付します。

●次の場合は納税証明書が必要

- ・納付直後のため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない
- ・他の市区町村から引っ越してきた直後
- ・中古車の購入直後
- ・所有する車両が小型の二輪自動車（250cc 超）
- ・対象車両に過去の未納がある場合

成年後見制度利用支援事業の対象者を見直しました

問合せ先 ▼高齢者に関すること 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)
▼障がい者に関すること 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、市が費用を助成することにより、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者の福祉の増進を図るものです。

今までの助成対象は市長が審判請求を行った人のみでしたが、今回の見直しで、本人、親族が審判請求を行った場合も対象となりました。

助成には収入要件等がありますので、詳しくは上記までお問い合わせください。



岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

問合せ 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	聞き取り調査等で承認された人を対象に、夕食を配達します(年末年始を除く)。 ※市の助成額1食300円	ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり、相談をお聴きしたりします ※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	要介護・要支援認定を受けた、ひとり暮らし認定がある人、または70歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥(年1回)・乾燥(年2回)します。	ひとり暮らし認定がある人または常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当を支給します。	要介護4・5の人や、常時ねたきりの人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器の生活用具を支給します。 ※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います(年6回)。	在宅で、65歳以上の要介護4・5の人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品(紙おむつ)の利用券を支給します。 ※非課税世帯(要介護者および家族介護者の属する世帯全員)が対象です。	市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券(基本料金と迎車料金を助成)を支給します(月2枚)。	85歳以上の人
	要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金(1回500円を限度)を支給します(月2枚)。	65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)。	在宅で、要介護4・5の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器(自前で準備した警報器)を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯
高齢者見守り家族支援サービス	行方不明になる可能性のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸し出します。 ※月額利用料を利用者に負担していただきます。	要介護・要支援認定を受けた人の介護者、または行方不明になる可能性のある高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない65歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。 ※所得要件があります。	65歳以上の人で介護認定を受けたことがある人等
高齢者等救命バトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトン一式を配布します。	障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人
認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録をしておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。事前登録した人は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができます。	65歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人(若年性認知症の人も含む)

※ひとり暮らし認定は、65歳以上のひとり暮らしの人で、市が認定した人です。

岩倉市の障がい者福祉サービスをお知らせします

問合せ 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

心身に障がいのある人の日常生活を支援し、また、介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
心身障がい者 扶助料	対象者に月額 3,000 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 2,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 3・4 級 ②療育手帳 B 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 2 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 1,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 5・6 級 ②療育手帳 C 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級 ※施設入所者は除く。
在宅重度 障害者手当	対象者に月額 15,500 円を支給します (1 種)。 ※所得制限、併給制限あり	身体障害者手帳 1・2 級かつ I Q 35 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
	対象者に月額 6,750 円を支給します (2 種)。 ※所得制限、併給制限あり ※手帳初回交付時に 65 歳以上であった場合、支給対象となりません。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
特別児童 扶養手当	対象者に月額 53,700 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 35 以下程度 ②身体障害者手帳 1～2 級程度 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 35,760 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 50 以下程度 ②身体障害者手帳 3 級 (4 級の一部含む) 程度 ※施設入所者は除く。
特別障害者 手当	対象者に月額 27,980 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 ①身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がい者が重複してある人 ②身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人で、I Q 20 以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人 ③身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは常時介護が必要な精神障がいがある人で、他に身体障害者手帳 3 級相当の障がい者が 2 つ以上ある人 ④身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
障害児福祉 手当	対象者に月額 15,220 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く。
経過的福祉 手当	対象者に月額 15,220 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
日常生活用具の 給付等	重度の障がい児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などの購入または貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者は除く。
ストマ装具の 保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具 (概ね 10 日間分) をお預かりし、市役所庁舎倉庫で保管します。	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などの購入にかかる費用を助成します。 ※収入によって費用の一部自己負担があります。	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人
補装具費の支給	身体障がい者に対し、身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等



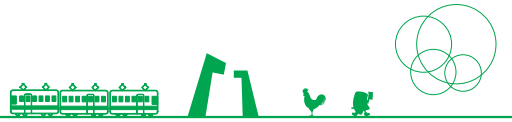
事業名	内容	対象者
軽度・中等度難聴児支援事業	身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴のお子さんの聞こえの改善と言葉の習得を促進するため、補聴器の購入にかかる費用を助成します。	次の全ての要件を満たす人 ①市内に住所を有している 18 歳未満の人 ②両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する人 ④市民税所得割額 46 万円以上の人がいない世帯に属する人
心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券	心身障がい者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月 3 枚お渡しします。	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②身体障害者手帳内容に、下肢 3 級、体幹 3 級または視覚の 3 級が記載 ③療育手帳 A 判定 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級
リフトタクシー料金助成	通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額 (上限 5,000 円) を助成します (月 1 枚)。	次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護 4 または 5 で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹 1 級で在宅の人
手話通訳者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話によって意思疎通が図れる人
要約筆記者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話、口話が理解できない人
身体障がい者住宅改善費助成	身体障がい者に対し、住宅改善に要する対象工事費の 2 分の 1 を助成します (上限 50 万円)。	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障がい 1 級・2 級をお持ちの人
障害者等賃貸住宅住み替え助成	障がい者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額 (上限 20 万円) を助成します。 ※所得要件があります。	市内に 1 年以上在住し、市税を滞納していない身体障害者手帳 1 級・2 級をお持ちの人
有料道路通行料金の割引	身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。	身体障害者手帳または、療育手帳 A 判定をお持ちの人
NHK 受信料の免除	障がい者に対し、NHK 受信料が全額または半額免除されます。 ※障がい等級、所得等に制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車運転免許取得費助成	障がい者の自動車運転免許取得費の一部を助成します (費用の 3 分の 2 以内、上限 10 万円)。 ※所得制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車改造費助成	身体障がい者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します (上限 10 万円)。 ※所得制限あり	身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障がい者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。	身体障害者手帳の体幹・下肢障がい 1 級・2 級をお持ちの人
心身障害者扶養共済	障がい者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障がいとなった場合、障がい者に年金を支給します (年金 1 口当たり 2 万円)。 ※掛金は加入時の加入者 (保護者) の年齢によって異なります。	身体障害者手帳 1～3 級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。	市内に 1 年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
デジター図書再生機の貸し出し	デジター図書などを再生できる視覚障がい者用ポータブルレコーダーを貸し出しています。貸し出しは無料で、30 日以内です。	市内在住者で、デジター図書再生機の利用を必要とする人、市内の心身障がい者福祉団体
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	援助が必要な人が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求め一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。	援助が必要な人 その他、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする人

事業名	内容	対象者	
自立支援医療の給付	育成医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付 (医療に要する費用の支給) を行います。 ※所得により自己負担あり (原則、医療費の 1 割)	18 歳未満で身体上の障がいがある人 ※医師の意見書が必要
	更生医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付 (医療に要する費用の支給) を行います。 ※所得により自己負担あり (原則、医療費の 1 割)	18 歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人 ※医師の意見書が必要
	精神通院 ※所得制限あり	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付 (医療に要する費用の支給) を行います。 ※所得により自己負担あり (原則、医療費の 1 割)	精神にかかる疾病で通院している人 ※医師の診断書が必要

事業名	内容	対象者
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断され入院した人
	保険診療のうち自己負担分を支給します。 ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります。	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A、B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定4または5で、生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人
	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある人へ、外出時に同行して移動の援護をします。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に、必要な介助や外出時の移動支援をします。
	重度障がい者等包括支援	重度の障がいがある人が生活するために、複数の障がい福祉サービスを組み合わせることで生活の支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の入所をし、必要な支援を提供します。
	療養介護	医療が必要な障がいのある人に、病院で医療を受けながら、日常生活の支援をします。
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のための訓練をします。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動の機会の提供や知識・能力向上の訓練、求職活動に関する支援をします。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が継続して就労できるように相談支援や企業との連絡調整をします。
	就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所では働くことが困難な人へ、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練をします。
	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対して、巡回訪問や随時の相談に応じて、生活力等の向上のための支援をします。
支援相談	共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が、共同生活住居に入居し、日常生活ができるよう援助をします。
	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援をします。
支援相談	地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人などに対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援をします。
	児童発達支援	小学校入学前の障がいのある子どもに、日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。
通所給付	医療型児童発達支援	小学校入学前の医療が必要な障がいのある子どもに、医療行為を含めた児童発達支援をします。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいがある子どもの居宅に訪問して発達支援をします。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、学校の終業後または休校日に生活能力向上の訓練等をします。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある子どもが集団生活をできるように支援をします。
	相談支援	困り事や、サービスの利用等についての相談に応じ、助言や必要な支援をします。
支援事業	移動支援	移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加の促進のためヘルパーが外出支援をします。
	地域活動支援センター	障がいのある人に生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援をします。
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、日中活動の場を提供します。

- 「障害」と「障がい」表記について 国の法令や要綱等に基づくもの、または固有名詞については「障害」。それ以外は「障がい」と表記しています。



令和5年4月9日執行

愛知県議会議員一般選挙結果（岩倉市選挙区）

選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）

■投票結果

（単位：％）

投票区 区分	北第一	北第二	上	天神	中第一	中第二	中央	南第一	南第二	西	下	東	計
男	29.68	32.96	35.13	36.74	34.71	31.37	31.21	30.76	30.74	36.35	30.95	28.05	32.27
女	32.85	31.65	36.06	33.96	35.69	31.95	33.55	29.98	31.02	32.20	30.73	32.17	32.71
計	31.27	32.32	35.59	35.29	35.21	31.66	32.41	30.36	30.88	34.20	30.84	30.12	32.49

■開票結果

区分	候補者			
	ほり	いわお	高桑	としなお
得票数	5,333		6,560	

得票総数 (A)	11,893	無効投票数 (D)	333
按分の際の切捨て (B)		投票総数 (C)+(D)	12,226
有効投票数 (C) (A)+(B)	11,893	持ち帰り・その他	0

令和5年度に行う

市民参加の手続きの予定を公表します

協働安全課市民協働グループ（☎38・5803）

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、審議会・意見交換会・アンケート・パブリックコメントなどの市民参加の機会を設けています。

令和5年度の市民参加の手続きの予定は、次のとおりです。

〔策定または変更〕

- ・第4期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・第3期岩倉市国民健康保険データヘルス計画
- ・第2期岩倉市自殺対策計画
- ・第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）
- ・第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・岩倉市農業振興地域整備計画
- ・第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

〔進捗等の評価〕

- ・岩倉市自治基本条例
- ・岩倉市市民参加条例
- ・第5次岩倉市総合計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021・2030
- ・岩倉市行政改革行動計画
- ・第3期岩倉市地域福祉計画
- ・岩倉市自殺対策計画
- ・第5期岩倉市障がい者計画
- ・第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・岩倉市健康増進計画健康いわくら21（第2次）
- ・第2次岩倉市環境基本計画
- ・第5次岩倉市一般廃棄物処理計画

それぞれの実施内容や時期は、二次元コードから一覧表で見ることができます。

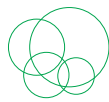


令和5年度市民活動助成金対象事業が決定しました

問合せ先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。令和5年2月25日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報いわくらにてお知らせしていきます。

団体名	事業名	活動内容(予定)
◆はじめの一步コース(設立して3年以内の団体が、一步踏み出すためにチャレンジする公益性を有する事業)		
グラッチェ	アミーゴスキッチン	岩倉に住むブラジル人と日本人の児童の交流を軸に、ブラジルの協力者とオンラインでつなぎ、ブラジルの料理や文化に関する交流を行う。
◆市民提案・公益的事業コース(団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業)		
ミズベリング岩倉・五条川	五条川でSUPを広めよう!	五条川でサップウォークの体験会を行う。また、サップを使い、五条川下流部の清掃を行う。 ※ SUPとは「Stand Up Paddleboard」の略称で、ボードの上に立ち、パドルを漕いで水面を進む、ハワイ発祥のウォータースポーツ。
メディカルサポートあざりあ	医療福祉分野の有資格者による安心して住み続けられる町づくりに貢献するボランティア事業	市民活動団体として、水辺まつりや夏まつりなどの救護所支援を実施して、参加者の安全・安心をサポートする。
岩倉ボランティアサークル	ワクワク!大きなみんなのおさるのまち!	アニメ(絵本)「おさるのジョージ」の世界をヒントに、子どもたちが想像力を駆使し協力して取り組む「おさるのまちづくり」やバナナのお菓子づくり等を行う。
いわくらい部♪	寺おん×縁日2023	「お寺」での音楽ライブと、夢さくら公園での縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日2023』を開催する。
おむすび	子ども応援事業	子どもおむすび食堂を毎週火曜日に実施する。また、子どもたちの楽しい経験を増やすイベントや、子どもと大人の学び場として勉強会を行う。
プロジェクトスペース「hazi」事務局	R.E.Award (Residence&Exhibition Award)	アーティストが滞在して美術作品を制作する様子を公開するオープンスタジオを行い、普段見ることができない「作品になる前の作品」に触れる機会を設ける。また、市民向けの展示会等を行う。
地域のしあわせを考える会	いわくるくるネットワークを創ろう☆	市民に役立つ情報を誰でも入手できるSNSを介したネットワークをつくる。また、町内会をテーマにしたワークショップ、岩倉出身の著名人のトークイベント、岩倉産スイーツづくりなどを行う。
◆行政提案・協働事業コース(市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして行政と協働で取り組む事業)		
いわくらにほんごクラス	外国人向け「はじめての日本語教室」の実施	日本語がほとんど話せない外国人を対象に、初期レベルの日本語教室を対話型学習にて行う。
HLCふれあい塾	スマホ活用支援講座の開催	デジタルに不慣れな市民に対し、スマートフォンやタブレットを利用して、生活に必要な情報収集やオンライン手続きができるようにするため、地域で講習会を行う。
一般社団法人はーとプロジェクト(おりーぶおりーぶ岩倉)	いわくら・みんなのサロン	不登校などさまざまな事情でひきこもる子ども等が相談できる場をつくる。ドッグセラピーや子ども等が利用しやすいイベント(親子クッキング)を行う。また、保護者向けの研修会等を行う。



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてお知らせします

● 問合せ先 子育て支援課児童グループ (☎38・5810)

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。この給付金は「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯以外」とで要件が異なります。

● 支給金額 児童1人当たり5万円

● 支給手続

★支給対象者①に該当する人
申請不要です。5月末頃から順次振込みます。対象の人には通知を送付しますのでご確認ください。

★支給対象者の②・③に該当する人
申請が必要です。

【ひとり親世帯分】

● 支給対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ② 公的年金等を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③ ①②による給付金の支給を受けていない人で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入となった人

別児童扶養手当の認定を受けている児童は平成15年4月2日以降に生まれた児童を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

● 支給金額 児童1人当たり5万円

● 支給手続

★支給対象者①に該当する人
申請不要です。5月末頃から順次振込みます。対象の人には通知しますのでご確認ください。
★支給対象者②に該当する人
申請が必要です。

※本給付金は国の制度であり、子ども家庭庁から発出される通知



協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合せ先】 市民活動支援センター（市民プラザ内 ☎・FAX 37-0257）
【掲載に関する問合せ先】 協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803）

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っ
ている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』にご登録ください。市民
主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



『寺おん×縁日 2023』 (市民活動助成金対象事業)

●問合せ 「いわくらしい部」 山口 ☎ 080-5120-9402 メール iwakulive@gmail.com

今年も地域の心の拠り所である「お寺」での音楽ライブと、夢さくら公園での縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日 2023』を開催します。



●とき 5月28日(日)午前10時～午後3時

●ところ 夢さくら公園および長遠寺（八剣町郷137）

●内容 プロ・アマチュアミュージシャンのライブ、手作品・軽食などの販売、
市民活動団体の活動展示など

●参加費 無料

●申し込み 不要

※来場先着200人に、オリジナルうちわを配布します。

※ボランティアスタッフを募集しています。右記二次元コードを読み取りお申し込みください。



「こんなことできたらいいな」を政策として提案してみませんか

●問合せ 協働安全課市民協働グループ ☎ 38-5803

市では、市民の意見を広く施策に反映し、ともにまちづくりを推進するために、政策提案制度を設けています（市民参加条例第18条）。

この制度は、個人的な意見や要望ではなく、豊かな知識と経験を持つ市民が政策の提案を行うことで、市政に参加できるしくみです。ご提案をお待ちしています。

●市民の花木「さくら」の制定も、政策提案がきっかけです！

これまでの提案では、「桜のまち岩倉プロジェクト～市民の花として『さくら』を～」(令和2年度提案)が採択され、令和3年度に「市民の花木(かぼく)」として「さくら」が制定されるとともに、植樹が行われています。

その他、市施設の予約方法の改善やお祭り広場の地盤改良の提案が採択されています。

●提案するには？

政策提案を行う場合、10人以上の賛同が必要です。提案代表者は、提案書に賛同者の署名を添えて提出してください。必要書類の作成の際には、市のホームページにある「政策提案制度の手引き」を参考にご活用ください。



市ホームページ



市民の花木制定

募集

岩倉市水道料金等審議会の委員

上下水道課 (☎ 38-5815、メール jogesui@city.iwakura.lg.jp)

水道料金および下水道使用料の適正化について検討するため、岩倉市水道料金等審議会を設置します。そこで、審議会の委員（任期2年）を公募します。

- 会議 令和5年度は7月以降4回程度（平日昼間を予定）
- 募集人数 2人
- 報酬 5千円/回
- 応募資格 市内に在住、在勤の人
- 応募方法 5月31日(水)までに応募用紙に必要事項を記入の上、市役所3階上下水道課に提出してください。

郵送やメールの提出もできます。応募用紙は上下水道課で受け取るか、市ホームページからダウンロードすることができます。
※応募者全員に結果をお知らせします。



高校生インターンシップ受入セミナー参加事業所

商工農政課商工観光グループ (☎ 38-5812)

- とき 6月2日(金)午後2時～4時
- ところ 生涯学習センター研修室1
- 内容 高校生の現状や高校生インターンシップを受け入れる際のポイント等
- 対象 高校生のインターンシップ受入に興味のある市内事業所
- 定員 20社程度
- 講師 毛受芳高さん (NPO 法人アスクネット顧問)
- 参加費 無料
- 申し込み 5月31日(水)までに市ホームページからお申し込みください。
- 主催 岩倉市地域産業活性化推進協議会



情報コーナー

Iwakura City Information

健康P28
募集P28
お知らせP35
イベントP40

健康

5月31日は世界禁煙デー

健康課健康支援グループ
(保健センター内☎ 37-3511)

たばこは、吸っている本人だけでなく周りの人の健康にも悪影響を及ぼします。特に、子どもがたばこの煙にさらされることは、その後の発育や健康にダメージを与えることにつながります。

健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策によって、20歳未満の人の店舗や事業所等の喫煙可能なエリアへの立入は禁止されています。家庭内でも、特に20歳未満の人や妊婦がたばこの煙にさらされることは、避けなくてはなりません。

たばこをやめようとしてもやめられないのは、「ニコチン依存症」という病気のためです。

医師による禁煙治療を受けるという方法があります。

禁煙治療実施医療機関は、「禁煙サポーターズ」で検索してみてください。

薬局の薬剤師に禁煙の相談をすることができます。

また、保健センターでは、保健師による禁煙個別サポートを行っています。電話にてお問い合わせください。

禁煙サポーターズ→



不動産売買・買取・相続

相談してあんしん！ 岩倉のちいさな不動産や



すずき不動産事務所
Suzuki real estate office

☎ 0587-81-5842 〒482-0041 岩倉市東町白山25-29
http://www.suzuki-realestate.com/

広告

募集

中学生の皆さんへ インターネットを使って、海外の中学生と友だちになりませんか

学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818)

国際的な視野と見識を深めてもらうため、将来を担う中学生の皆さんを海外に派遣していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で団体での海外渡航が難しいため、オンライン交流を実施します。

海外の中学生とペアになり、お互いの学校生活や今、自分の住む国で流行っているものを紹介しあうなど、オンラインだからこそできる国際交流をしてみませんか。

- 交流相手 モンゴル国 新モンゴル高等学校の中学生
- 交流期間 8月20日(日)～24日(木)5日間
- 応募資格
 - ①市内に在住の中学生(私立中学生も含む)
 - ②心身ともに健康で、研修意欲が旺盛な生徒
 - ③保護者の承認が得られる生徒
 - ④インターネット通信およびウェブ会議サービスを使用できる環境が用意できる生徒(使い方は事前研修します)
 - ⑤研修等に参加できる生徒(学校行事による欠席は除く。) ※交流参加者には、4回程度事前研修に参加していただきます。

- 募集人数 12人
(応募者多数の場合は、3年生を優先します。)
- 参加費用 なし
※インターネット通信費および端末費用など、交流に必要なものは各家庭負担になります。
- 申し込み 5月1日(月)～31日(水)に参加申込書に必要事項を生徒本人が記入のうえ、市立中学校の中学生は在籍する学校へ、それ以外の中学生は、学校教育課へ提出してください。
※参加申込書は、学校教育課および各市立中学校にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 選考方法 面接を実施し、参加者を決定します。

「いわくら de ナイトマルシェ」出店者

観光情報ステーション
(☎ 81-3368)

「いわくら夏まつり市民盆おどり」にあわせて開催する「いわくら de ナイトマルシェ」への出店者を募集します。

- とき 8月18日(金)、19日(土) 午後5時30分～8時30分
※雨天の場合は20日(日)に順延
- ところ アデリア総合体育文化センター(岩倉市総合体育文化センター)駐車場
- 出店料 1万円(2日間)
※1日のみの出店はできません。
- 申し込み 6月30日(金)まで
- 出店数
 - ★テント 10ブース程度
 - ★キッチンカー 5台程度
 ※応募者多数の場合は、市内事業者を優先の上、抽選となります。
- 区画 テント：間口2.5m×奥行2.5m キッチンカー：車長6m以下×車幅3m以下
- 主催 岩倉市・NPO法人いわくら観光振興会
※申込方法、イベントの詳細等は、「いわくら de ナイトマルシェ」特設ページをご覧ください。



相談・お見積り無料!! 住まいのお悩み解決します!

屋根・外壁・雨どい
リフォーム
専門店

☎0120-353-981

有限会社 エクセレントショップ **きはら**

〒481-0038 北名古屋市長重吉原64-1 TEL: 0568-26-1681

広告

リフォームの補助金・減税
があること、見逃していませんか?

制度があることに気付かないまま工事を進めてしまうと、せっかくの補助金・減税を受けることができなくなります。手遅れになる前に、対象になるか否かをお確かめください。

お問い合わせはこちら

ニワホーム株式会社
岩倉市神野町縄境7(平安会館岩倉斎場向かい)

☎0120-44-8968

最新の補助金・減税などリフォームのお得情報は当社HPに随時掲載。このQRコードから。

広告

募集

会計年度任用職員 (介護保険認定調査員)

長寿介護課介護保険グループ
(☎ 38-5811)

- 採用条件 下記のいずれかを満たす人
- ①介護保険認定調査員研修がすでに受講済みである人
- ②保健師か看護師、介護支援専門員の資格を有する人※介護認定調査員研修を未受講の場合は採用後、受講していただきます。
- 勤務内容 介護保険要介護認定者宅等を訪問し、調査を行います。
- 勤務日 週2～5日程度 午前9時～午後4時(6時間)
- 任用期間 令和6年3月31日(日)まで
- 報酬単価 時給 1,271円
- 募集人員 若干名
- 提出書類 履歴書、保健師・看護師免許証の写しまたは介護支援専門員登録証明書の写し
- その他 通勤方法や距離に応じて、通勤に係る費用が支給される場合があります。
- 提出期限 5月31日(水)

南部老人憩の家 有償ボランティア

南部老人憩の家(☎ 37-0497)

- 勤務内容 用務員業務
- ※謝礼あり
- 勤務日 週2～3日程度
平日、土曜日 午前9時～午後5時(1時間休憩)
- 募集人員 若干名
- 申込期間 随時

詳しくは、南部老人憩の家へお問い合わせください。

会計年度任用職員(保育士)

子育て支援課保育グループ(☎ 38-5810)

子どもが好きで、保育士資格をお持ちの人、保育園で楽しく働いてみませんか。

【フルタイム保育士(早番・遅番有り)】

- 報酬単価 月額 190,200円～
- 地域手当 月 11,412円～
- 期末手当 6月および12月
- 資格要件
- ★保育士資格を有する人
- ★1日7.75時間勤務できる人
- ★早番(午前7時30分から)と遅番(午後7時まで)の両方の勤務ができる人
- 勤務時間
- ★月～土曜日のうち週5日
- ★午前7時30分から午後7時までの間で1日7.75時間勤務

【一般保育士】

- 報酬単価 時給 1,034円～
- 期末手当 6月および12月
- 資格要件 保育士資格を有する人
- 勤務時間
- ★月～土曜日のうち週5日
- ★午前7時30分から午後7時までの6～7時間
- ★週30時間以上

※勤務時間については相談に応じます。

※日曜日、祝日のみの勤務ができる人も募集しています。(休日保育専任保育士)

【延長保育士】

- 報酬単価 時給 1,088円～
- 期末手当 6月および12月
- 資格要件 保育士資格を有する人
- 勤務時間
- ★月～金曜日
- ★午後7時までの4～4.5時間

【補助保育士】

- 報酬単価 時給 1,021円～
- 期末手当 6月および12月
- 資格要件 保育士資格を有する人
- 勤務時間
- ★月～金曜日
- ★午前7時30分から午後7時までの4時間～5時間
- ★週30時間未満

※勤務時間、日数については相談に応じます。

健康

募集

お知らせ

イベント

募集

流域モニタリング 一斉調査の参加者

環境保全課環境グループ
(☎ 38-5808、メール
kankyohozen@city.iwakura.
lg.jp)

身近な水環境に興味を持っていただくため、県民の皆さんを対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

●調査内容 身近な水辺（川やため池、水路など）で「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」を調べていただき、所定の調査票にて報告してください。

●対象 どなたでも参加できます。（小学生以下の方は、保護者と一緒に調査してください）

●調査期間 6月5日(月)（環境の日）～9月末日

●申し込み 5月8日(月)～8月18日(金)に所定の申込書を環境保全課まで調査実施日の3週間前までに提出してください。（メールでの提出も可。）

※申込書は環境保全課窓口でお渡しするほか、愛知県・市ホームページからもダウンロードできます。

●その他 調査の参加者はボランティア活動保険に加入し、調査中のケガ等が補償されます。また、調査マニュアル、CODパックテスト（簡単な水質測定器）を配布します。



令和5年度ひとり親家庭等就業支援講習会の受講者

愛知県母子寡婦福祉連合会 (☎ 052-915-8862)

ひとり親家庭の母等が、就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

●対象者 愛知県内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の人で就業意欲があり、講習の全日程に出席できる人（介護職員初任者研修については、6月30日(金)から8月4日(金)までの期間で自宅学習（テキスト学習）が40.5時間可能な人）

●講習内容等

【パソコン講習初級（名駅）】

★受講期間 7月1日から10月21日までの毎週土曜日（計15日間、8月12日および9月23日を除く）

【調剤薬局事務講習（名駅）】

★受講期間 7月3日から8月28日までの毎週月曜日（計7日間、7月17日および8月14日を除く）

【介護職員初任者研修（名駅）】

★受講期間 6月30日から10月27日までの毎週金曜日（計16日間、8月11日および9月8日を除く）

●定員 各20人（募集定員を超えた場合は抽選）

●受講料 原則として無料です。ただし、教材費、交通費は自己負担となります。

募集期間 5月8日(月)～29日(月)

●申込先 子育て支援課 (☎ 38-5810)

※詳しい募集要領については、事前に愛知県母子寡婦福祉連合会までお問い合わせください。

愛知県障害者委託訓練

就活に強いIT技能・資格取得コースの受講生

ハローワークまたは愛知障害者職業能力開発校（電話 0533-93-2505）

●訓練期間 7月4日(火)～8月31日(木)（月・火・木・金曜日の午前10時～午後4時（8月11日(金)～15日(火)除く））

●ところ ぱそメイト国府宮教室（稲沢市国府宮2-5-21）

●訓練内容 ワード・エクセル（基礎・活用）、P検試験対策、画像編集、就職支援

●対象者 マウスの操作が可能な身体、精神、知的、発達障がい、難病等の人

●定員 6人（面接で選考）

●受講料 無料（テキスト代7,420円は必要）

●申し込み 6月6日(火)までに、ハローワークにて手続きをしてください（受講にはハローワークでの求職登録が必要）。

募集

スポーツレクリエーション協会会員

岩倉市スポーツ協会事務局（生涯学習課内 ☎ 38-5819）

●申し込み 各会場で受付

名称	会場	とき	会費	対象	募集人員	代表者
バウンドテニス協会	アデリア 総合体育文化センター	火曜日 午後7時～9時	月 500円	高校生以上	多数	田中信彦 090-5619-1082
	アデリア 総合体育文化センター	水曜日 午後1時～3時				森友男
	南部中学校体育館	金曜日 午後7時～9時30分				森山敬一
ビーチボール協会	アデリア 総合体育文化センター	金曜日 午後7時～9時	月 500円	高校生以上 (市内在住、在勤)	多数	石黒さち子
インディアカ協会	アデリア 総合体育文化センター	木曜日 午後7時～9時	月 500円	高校生以上	多数	飯田絹江 66-3878 090-7048-5722
	岩倉中学校体育館	土曜日 午後7時～9時				
ソフトバレーボール 連盟	南部中学校体育館	日曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	高校生以上	多数	関戸一人
	アデリア 総合体育文化センター	火曜日 午前9時30分～正午	年 4,000円	女性のみ	多数	石黒美悠己
	岩倉中学校体育館	金曜日 午後7時30分～9時30分	年 4,000円	高校生以上	多数	南谷秀美
気功クラブ	アデリア 総合体育文化センター 柔道場	土曜日 午前10時～11時30分	月 1,000円	高校生以上	若干名	大嶋敏英
グラウンドゴルフ クラブ	市内グラウンド各所	日・火・水・金曜日 午前9時～11時	月 300円	高校生以上	多数	浅野登
健康太極拳同好会	アデリア 総合体育文化センター 剣道場	土曜日 午後1時～3時	月 1,500円	高校生以上	多数	須田直広
ラージボール同好会	アデリア 総合体育文化センター アリーナ	水曜日 午前10時～正午	年 4,000円	40歳以上男女	若干名	石田照雄

ダンス&エアロビクスサークル

名称	会場	とき	会費	対象	募集人員	代表者
JUN エアロビ	アデリア 総合体育文化センター 剣道場	木曜日 午後1時～2時30分 (月3回)	月 2,500円	女性	多数	加藤実佐子
FIT	南部中学校体育館	木曜日 午後8時～9時30分	月 1,000円	高校生以上	多数	河村敦子
ティスコス	アデリア 総合体育文化センター 剣道場	金曜日 午後1時～3時	月 2,500円	女性	多数	尾形篤美

健康

募集

お知らせ

イベント

市民ボウリング大会参加者

岩倉市スポーツ協会事務局 (生涯学習課内 ☎ 38-5819)

- とき 7月16日(日)午前9時～
- ところ 稲沢グランドボウル
※アデリア総合体育文化センター (岩倉市総合体育文化センター) にシャトルバスをご用意します (午前8時30分出発予定)。
- 試合方法 個人戦 順位は2ゲームの合計点で決定
女性、65歳以上の女性、70歳以上の男性、小学生、中学生には、ハンディキャップがあります。ただし、過去5年間の大会で入賞 (優勝～6位) された人は、ハンディキャップがありません。また、過去3年の優勝者には、1ゲームにつき20点のマイナスハンディキャップがあります。
- 参加費 1,500円 (シューズ代含む)
※スポーツ協会事務局もしくは当日現地にてお支払いください。
※ボール・シューズの持参による返金はありません。

- 表彰 入賞、とび賞、各部門賞、その他景品多数
- 対象 小学3年生以上 (小学生は保護者同伴) で市内在住・在勤・在学の人または、スポーツ協会会員およびスポーツ協会賛助会員。
- 定員 120人 (先着順)
- 申し込み 6月30日(金)までに岩倉市スポーツ協会事務局 (市役所6階生涯学習課内) へお申し込みください。



第8回岩倉近隣ダブルス卓球大会参加者

卓球協会事務局 西脇 (☎ 38-5066)

- とき 6月18日(日)午前9時～
- ところ アデリア総合体育文化センター (岩倉市総合体育文化センター) アリーナ
- 種目 A混合ダブルス、B女子ダブルス
- 試合方法 予選リーグ後、決勝トーナメント
- 参加資格 岩倉市および近隣 (犬山市・大口町・扶桑町・江南市・小牧市・一宮市・清須市・北名古屋市・豊山町) に在住在勤の20歳以上

- 参加費 1組2,000円 (試合当日に集金します)
- 表彰 優勝・準優勝・三位には賞状・賞品を授与します。(上位・下位トーナメント共に有)
- 申し込み 5月20日(土)までに卓球協会事務局西脇または、岩倉市スポーツ協会事務局 (生涯学習課内 ☎ 38-5819) へお申し込みください。
※先着100人になり次第、受付を終了します。

ボッチャ体験会参加者

生涯学習課スポーツグループ (☎ 38-5819)

ボッチャは、パラリンピック正式種目であり、老若男女、障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が一緒にプレーでき、競い合えるスポーツです。

- とき 6月10日(土)、24日(土) 午後1時30分～3時
- ところ 第一児童館 (くすのきの家)
- 対象 小学生以上
- 参加料 無料
- 定員 20人
- 持ち物 室内シューズ、タオル、水筒
- 申し込み 市役所6階生涯学習課へお申し込みください (電話での申し込みも可)。

初心者テニス教室参加者

テニス協会 深谷 (☎ 090-2132-9958)

- とき 5月21日(日)から6月25日(日)までの6回
毎週日曜日 午前9時～11時
- ところ 野寄テニスコート
- 対象 市内に在住または在勤の16歳以上の人 (学生を除く)
- 参加料 1,500円 (保険料含む)
- 定員 20人 (先着順)
- 持ち物 テニスシューズ、ラケット等 (ラケットの貸し出し有り)
- 申し込み 5月12日(金)までに岩倉市スポーツ協会事務局 (生涯学習課内) へお申し込みください。
※締切日以前でも、定員になり次第締め切ります。

募集

岩倉スポーツクラブカローリング大会参加者

岩倉スポーツクラブ事務局

(アデリア総合体育文化センター<岩倉市総合体育文化センター>内 ☎ 66-2222)

カローリングは「室内でできるカーリング」と呼ばれ、年齢を問わず誰でも楽しめるスポーツです。

- とき 6月17日(土)午前9時10分～午後0時30分
- ところ アデリア総合体育文化センター(岩倉市総合体育文化センター)アリーナ
- 対象 市内在住・在勤で小学生以上
- 募集人数 20チーム(1チーム3人)
- ※家族の場合は4人での参加も可
- 参加費 1人300円(保険料含む)
- ※岩倉スポーツクラブ会員は100円

- 申し込み 5月1日(月)～31日(水)に岩倉スポーツクラブ事務局(アデリア総合体育文化センター<岩倉市総合体育文化センター>内)へお申し込みください。
- ※先着順



【無料】日本語で話す練習をしたい人を募集します (いわくらにほんごクラス) 【For free】Japanese class for beginners 【De graça】Aula de Língua Japonesa

いわくらにほんごクラス (Iwakura Nihongo Class) 継田理恵 (RIE TSUGITA) 【Info】 < mail > iwakurasu@gmail.com < Instagram > @iwakura_nihongo_kurasu
※ You can send us message in your language. We will translate it by google.
※ Você pode nos enviar mensagem em seu idioma. Vamos traduzi-lo pelo Google.

日本語会話の練習をしたい外国人のための教室です。日本語サポーターと、日本語で話す練習をします。日本語サポーターは、外国人とのコミュニケーションを学びます。日本語が全く話せないか、少し話せるレベルの人向けです。どこの国の人でも参加できます。子どもと一緒に参加してもいいです。保育士はいません。無料です。ポルトガル語、英語が話せるサポーターがいる日もあります。これまでのクラスに参加したことがある人も、参加できます。

- ◎ Check out atmosphere in the class on our Instagram!
- ◎ Confira o clima da aula no nosso Instagram!



@IWAKURA_NIHONGO_CLASS

- とき 5月13日(土)、20日(土)、27日(土)、6月3日(土)、10日(土)、17日(土)、24日(土)、7月1日(土)午前10時30分～正午 (AM10:30～PM12:00) ※全8回
- ところ 市民プラザ
- 内容 あいさつや自己紹介など、生活で使う簡単な会話
- 対象 日本語の練習をしたい人(初心者)、地域の人と繋がりたい人
- 定員 20人

- 申し込み 【Info】のメールかInstagramのDMで、名前(name)、住所(address)、在留資格(Status of residence)、母語(mother language)、連絡先(Phone number、Email address)を書いて送ってください。日本語サポーターとして参加希望の人は、上記にご連絡の上、ぜひ見学にお越しください。
- ※岩倉市市民活動助成金の対象事業です。

お知らせ

ご存じですか 5月12日は
民生委員・児童委員の日です

福祉課社会福祉グループ
(☎ 38-5830)

民生委員・児童委員の日に合わせて5月12日(金)から18日(木)までを活動強化週間としています。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的としており、「児童委員」もかかっています。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

市では、北部民生委員・児童委員、南部民生委員・児童委員と児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が、担当地区および市内各所で福祉活動に取り組んでいます。

核家族化、少子高齢化が進行し時代が変化する中で、民生委員・児童委員は、皆さんの身近な相談相手です。お気軽にご相談ください。

マンション管理適正化推進計画 を策定しました

都市整備課計画営繕グループ
(☎ 38-5814)

今後、高経年のマンションが増加することが予想されることを踏まえ、マンションを適切に管理してもらうことを目的とした岩倉市マンション管理適正化推進計画を令和5年4月1日に策定しました。本計画の策定に伴い、マンション管理組合などが作成するマンション管理計画の認定制度も同日より開始しました。詳しくは、お問い合わせください。

「外国人サポート窓口」で日本語が話せない人を サポートしています

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市役所では、日本語が話せない人のために、いろいろな国の言葉でサポートしています。はじめに話を聞いてから、担当するところへ案内します。なにか困ったことがあったら、市役所1階にある「外国人サポート窓口」に来て相談してください。

- とき 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- ところ 外国人サポート窓口 (市役所1階市民窓口課の中)
- でんわ ☎ 38-5040
- ことば ポルトガル語とスペイン語を話すことができる人がいます。ほかの言葉は、翻訳機を使って話をします。

献血にご協力ください

福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

- とき 5月24日(水)午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
- ところ 市役所
- その他 医療機関からの需要に応じるため、400ml献血のみの受付とさせていただきます。

弁護士同席の消費生活相談

消費生活センター (☎ 37-7867)

- とき
第1回 5月15日(月)
第2回 7月18日(火)
第3回 9月20日(水)
第4回 11月16日(木)
第5回 令和6年1月16日(火)
第6回 令和6年3月27日(水)
午前10時～正午 (受付時間は午前11時30分まで)
- ところ 市役所1階消費生活センター
- 相談時間 1人あたり30分
※予約優先
- 相談できる内容 悪質商法や契約トラブル、多重債務など消費生活に関すること

不安に思ったら、「消費生活センター」にご相談ください！

消費生活センター

- ところ 市役所1階
- 開設日 月～木曜日 (祝日、年末年始を除く)
- 開設時間 午前8時30分～正午 (受付時間 午前11時30分まで)

お知らせ

木造住宅無料耐震診断と住宅耐震改修工事費等および空き家解体工事費補助金をご利用ください

都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

震災等からかけがえのない人命や財産を守るため、木造住宅の耐震診断、改修等の実施を推進しています。各種補助制度は以下のとおりです。

【木造住宅無料耐震診断について】

●対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

- ①建築工事の着工が昭和 56 年 5 月 31 日以前
- ②木造 2 階建て以下
- ③構法が在来軸組構法または伝統構法（ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外）
- ④用途が一戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅

●申し込み 申込票に必要事項をご記入のうえ、都市整備課へ提出してください。申込票は窓口でのお渡しのほか市ホームページからダウンロードすることもできます。

※非木造住宅（構造が鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）については、耐震診断費の補助を行っています。希望される人は、事前にご相談ください。

【住宅耐震改修工事費等および空き家解体工事費補助金について】

●対象となる工事 市が実施する木造住宅無料耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に行う以下の工事

- ①木造住宅耐震改修工事…最大 110 万円
- ②段階的耐震改修工事（一段目）…最大 60 万円
- ③段階的耐震改修工事（二段目）…最大 50 万円
- ④耐震シェルター整備工事…最大 40 万円
- ⑤解体工事…最大 60 万円

※空き家（居住その他の使用がされていない住宅）を含む

※同一の敷地において、補助の対象となる工事は、一度までです。ただし、段階的耐震改修工事（二段目）は除きます。

●申し込み 申請書は都市整備課計画営繕グループ窓口で配布しています。補助要件の確認や添付書類の説明をしますので、事前にご相談ください。

●代理受領制度について 令和 4 年 4 月から補助金を市から工事業者へ直接支払う代理受領制度を創設しました。詳しくはお問い合わせください。

ブロック塀等撤去奨励補助金をご利用ください

都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)

傾きやひび割れがあるブロック塀等は、地震が起こった際に倒壊する危険があります。

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難路の確保のために、道路・公共施設に面するブロック塀等の撤去を行う所有者に対し、撤去費用の一部を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路からの高さが 1 m 以上かつ組積造の部分が 80cm 以上のものをいいます。

●補助対象 道路・公共施設の敷地に面するブロック塀等を所有者が撤去する場合に補助の対象となります。

※家屋の建替え等に併せてブロック塀等を撤去する工事は対象外になります。

●補助額 ブロック塀等の撤去工事費または、撤去するブロック塀等の延長に 1 m 当たり 1 万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2 分の 1 の額とし、10 万円を限度とします。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

●申し込み 都市整備課にて事前に相談してください。

進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。

浸水被害を防ぐための流域治水対策

「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「流域治水対策」といい、新川流域では、愛知県や流域市町とともに「流域治水対策」を行っています。



浸水被害の発生防止と減災を図る総合的な取り組みです。

【特定都市河川浸水被害対策法】に基づく取組例

①雨水浸透阻害行為の許可等（法第30条）

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

【許可が必要となる具体例】

- ・田畑（耕地） → 宅地
- ・田畑（耕地） → 駐車場
- ・田畑（耕地） → グラウンド
- ・原野 → 資材置場（未舗装）
- ・資材置場（未舗装） → 駐車場（舗装）

②都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。（平成20年6月に指定しています。）

雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

新たに住宅を建築したり、駐車場を整備したりする場合に、浸透ます、透水性舗装、貯留場所の確保などの雨水流出抑制施設の設置にご協力ください。

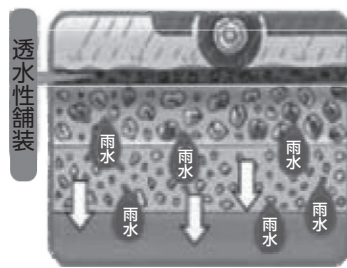
●浸透ます

壁面から雨水を地下にしみ込ませることができます。



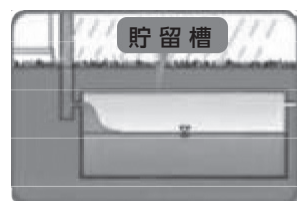
●透水性舗装

雨水を地下にしみ込ませることができます。駐車場などでは、なるべく舗装をしないことが流出抑制に効果があります。



●貯留場所の確保

建物のあいたスペースや駐車場を少し下げることなどで、雨水がたまる場所を確保できます。



市での取組

浄化槽転用貯留槽改造工事費と雨水貯留槽（雨水タンク）新設工事費の補助を行っています。

ビジュアルボードフェアの開催

流域治水を市民の皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

★とき 6月26日(月)～29日(木)

★ところ 市役所2階市民ギャラリー

流域治水に関する情報

流域治水に関する情報は、愛知県ホームページ内の「愛知県の流域治水対策」をご覧ください。



喫煙マナーを守って快適な地域環境を維持しましょう

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」を施行し、喫煙に関して良好な生活環境の確保に努めています。

今後も、喫煙者と非喫煙者が互いに快適で暮らしやすい地域環境を維持するため、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

路上では、他人の迷惑や危険となる喫煙をしない

★市内の道路や公園、広場、その他屋外の公共の場所では、他人に迷惑や危険を及ぼす喫煙をしないよう努めてください。

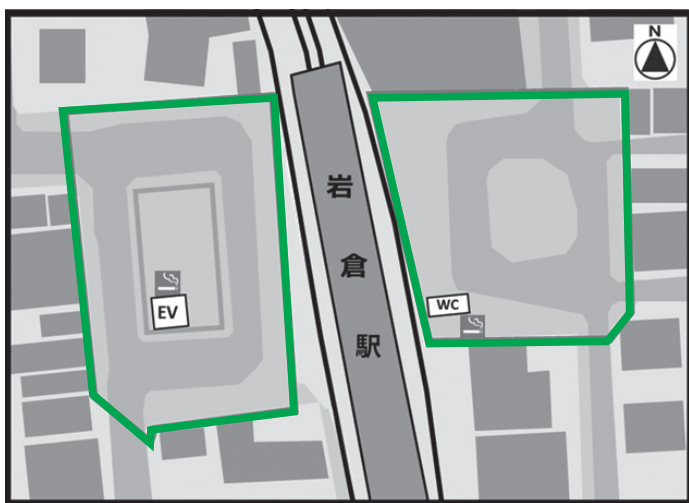
★喫煙する場合は、人通りを避け、煙や臭いが他人に及ばないように、場所や風向きに配慮してください。

★歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙は、常に他人の迷惑や危険となり得るため控えてください。

路上喫煙禁止区域では、喫煙所以外での喫煙はできません

★岩倉駅の東西ロータリー周辺を路上喫煙禁止区域に指定しています。喫煙をする場合は、喫煙所をご利用ください。

★路上喫煙禁止区域内で喫煙を行った人に対しては、指導員が口頭で喫煙を中止するよう指導します。



路上喫煙禁止区域



喫煙所

5月30日(火)～6月5日(月)はごみ不法投棄監視ウィーク

清掃事務所 (☎ 66-5912)、環境保全課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

環境月間にちなみ、5月30日(火)から6月5日(月)までの一週間を「ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、不法投棄防止のための取り組みを集中的に行います。

なお、ごみをみだりに投棄すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の規定により、5年以下の懲役または1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。

用水路を適切に管理するためのお願い

維持管理課管理グループ (☎ 38-5813)

用水路にゴミや刈った草などを捨てると、水の流れが悪くなります。

地域の人たちや用水を利用されている皆さんに清掃をしていただいておりますが、ゴミが捨てられることにより、用水路が詰まり、下流に十分な水が行き届かなくなってしまいます。また、大雨が降ったときの浸水の原因にもなります。ゴミや刈った草の投げ捨てはせず、きれいに保つためのご協力をお願いします。また、車のオイルや燃料等の油類が誤って用水路に流れて水田などに農業被害が発生した場合は、損失補償を求められることがありますので、油類を用水路へ流出させないように、日ごろから保管・取扱いに十分注意してください。

日曜資源回収の混雑緩和にご協力ください

清掃事務所 (☎ 66-5912)、環境保全課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

近年、日曜資源回収(第1・第3日曜日はe-ライフプラザ、第2・第4日曜日は消防署東側防災公園で実施)の会場が大変混雑し、利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしています。

資源等の持ち込みについては、地区の分別収集や、平日のe-ライフプラザ(清掃事務所内、午前9時～午後4時)もご利用いただけますので、日曜資源回収での混雑緩和や、会場周辺の交通に支障をきたさないためにも、皆さんのご協力をお願いします。

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない
春の安全なまちづくり県民運動

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
(☎ 052-954-6176)

特殊詐欺では、キャッシュカードを他のカードにすり替えて盗み取る手口が多発しています。暗証番号を「教えない」、キャッシュカードを「渡さない」ようにしましょう。

侵入盗では、店舗や事業所を狙った被害が多発しています。店舗には現金を保管しないようにするとともに、出入口に「現金ゼロ」の防犯宣言プレートを掲示し、現金がないことをアピールしましょう。

自動車盗では、「CAN インベーター」と呼ばれる特殊な装置を使い、純正セキュリティを無効化して盗み出す手口が多発しています。ハンドル固定装置やタイヤロックを設置する、イモビライザや警報器等の電子機器類を追加設置するなど、複数の防犯対策を組み合わせましょう。

春から夏にかけては、子どもや女性に対する声掛けやつきまとい等が増加する傾向にあります。人通りが多く明るい道を通ったり、防犯ブザーを携帯するなど、自分の身を守るための防犯対策をしましょう。

県民総ぐるみで次の4項目を重点的に犯罪の防止を図っていきます。

- とき 5月21日(日)～30日(火)
- 運動重点
- ★特殊詐欺の被害防止
- ★侵入盗の防止
- ★自動車盗の防止
- ★子どもと女性の犯罪被害防止

ストップ・ザ・交通事故 高めようモラル守ろうルール
春の全国交通安全運動

愛知県防災安全局県民安全課交通安全グループ
(☎ 052-954-6177)

新緑が目鮮やかに映り、日射しが日増しに強くなってくるこの時期、新しい交通環境での通学・通勤に慣れ、行動範囲も広がることから、交通事故の発生が心配されます。

また、過ごしやすい季節となり、外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど、交通事故の発生が懸念されます。

そこで、運動重点に沿った「春の全国交通安全運動」を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

- とき 5月11日(木)～20日(土)
- 運動重点
- ★子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ★横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ★自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【特定外来生物】
オオキンケイギクの駆除に
ご協力ください

環境保全課環境グループ
(☎ 38-5808)

オオキンケイギクをご存知でしょうか。5月から7月ごろに道ばたなどで黄色の花を咲かせているのを見かけられます。

この植物、実は外国から持ち込まれた外来生物であり、繁殖力が非常に強く、日本固有の植物の生息に影響を及ぼしています。

駆除をお願いします！

オオキンケイギクは特定外来生物に指定されており、ご自宅や管理している土地に生えていたら、駆除をする必要があります。

茎を切っただけでは、次の年も花を咲かせる可能性があります。根から抜き取り、種が飛び散らないようにその場で燃やすごみの市指定袋に入れて枯死するまで放置し、枯死させてから収集日に集積場に出してください。

移動させないでください！

オオキンケイギクは、特別な許可がない限り、生きたまま移動させることは法律で禁止されています。綺麗な花だからといって、切り取って家で生けたり、庭や畑などに植え替えて栽培したり、抜いた花を別の場所に捨ててはいけませんので、ご注意ください。



▲オオキンケイギク

イベント

ミニ SL マーケット

観光情報ステーション
(☎ 81-3368)

乗車無料で大人気のミニ SL が走り、お買い物や体験ブースなど、子どもも大人も楽しめます。

- とき 5月13日(土)午前10時～午後3時(雨天中止・延期なし)
- ところ 神明ふれあい広場および地域交流センターくすのきの家駐車場
- 入場 無料
- 店舗数 20店舗程度
- 主催 岩倉市・NPO 法人いわくら観光振興会



県立学校魅力発見フェスタ

愛知県立岩倉総合高等学校
(☎ 37-4141)

尾北地区の県立高等学校 12 校の魅力や特色がわかる説明会を今年も実施します。

- とき 6月3日(土)
- ★第1部 午前10時～午後0時30分
(受付開始：午前9時40分～)
- ★第2部 午後2時～4時
(受付開始：午後1時30分～)
- ※時間内の出入りは自由で、受付は随時行います。
- ※第1部と第2部は同じ内容です。
- ところ 犬山市民交流センターフロイデ(名鉄犬山駅徒歩5分)
※駐車場が大変混雑します。公共交通機関でご来場ください。
- 対象 中学生とその保護者など
- 申し込み 不要
- その他 各校がブースを設置して魅力を説明します。

お知らせ

希望の家の夏休みの利用申込は5月1日からです

希望の家(☎ 37-4191)

青少年宿泊研修施設「希望の家」の利用申込は、通常2カ月前から受け付けています。

5月1日(月)から7月分の受け付けとなりますが、夏休み時期のため、特別に8月分の申し込みも受け付けます。この時期は、特に青少年団体の利用を優先させていただきます。

なお、水曜日と木曜日は休館日(祝日の場合は開館)のため、ご注意ください。

- 申し込み 「希望の家」で直接申し込んでください。電話および施設予約システム(インターネット)による仮申込受付については、5月2日(火)からとなります。
- 受付時間 午前9時～午後5時

イベント

観光ボランティアガイド講座

観光情報ステーション
(☎ 81-3368)

岩倉市観光ボランティアガイド「ごあんない～わ」のメンバーによる岩倉市の知られざる観光の紹介と、ガイド登録説明会を行います。

- とき 5月27日(土)午前10時～11時30分
- ところ 市役所7階大会議室
- 定員 20人程度(先着順)
- 参加費 無料
- 申し込み 5月23日(火)午後5時までに上記問合先まで電話、メール(mail@iwakura-kanko.com)または直接お申込みください。
- 主催 岩倉市、NPO 法人いわくら観光振興会



いわくら観光講座

観光情報ステーション
(☎ 81-3368)

身近なものを観光資源化し、まちに人を呼び込む取組みについて先進事例から学び、岩倉市の観光のあり方を考えます。

- とき 6月10日(土)午前10時～正午
- ところ 生涯学習センター研修室1・2
- 講師 佐藤亮治さん(あま市観光協会副会長・佐藤醸造株式会社代表取締役社長)
- 定員 40人
- 参加費 無料
- 申し込み 6月6日(火)午後5時までに上記問合先まで電話、メール(mail@iwakura-kanko.com)または直接お申込みください。
- 主催 岩倉市・NPO 法人いわくら観光振興会

イベント

アダプトプログラムの日と海ごみゼロウィーク 2023 の一斉清掃

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住むまちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民の皆さんによる、アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)を実施しています。現在、市内では50団体2,259人(4月1日現在)の皆さんが登録され、道路や公園等をきれいにさせていただいています。

毎年5月30日には、「アダプトプログラムの日」として、下記の会場周辺で、登録団体の皆さんと一斉清掃を行っています。アダプトプログラムに登録していない人も、ご参加できます。また、環境省が全国に呼びかけている「海ごみゼロウィーク 2023」の一斉清掃も同時に行います。五条川から始める海ごみ削減のためのアクションに、皆さんぜひご参加ください。

- とき 5月30日(火)午前9時30分～(小雨決行)
- 集合場所 お祭り広場
- セレモニーの内容 市長感謝状贈呈
- 持ち物 軍手・ごみ袋等の清掃道具は当日に配布します。
- 雨天の場合 午前8時時点で降雨等により清掃活動を行うことが難しいと判断したときは中止とします。中止の確認については、ほっと情報メールによるお知らせをご覧ください。
- その他 登録している人や団体からの相談、新規登録の受付も行っています。お気軽にご相談ください。

特別支援学校体験入学

各特別支援学校へ直接電話でお問い合わせください

来年度に小・中・高等学校入学予定で、障がいの可能性があると思われるお子さんとその保護者を対象に特別支援学校の様子を知っていただくために開催します。

【一宮東特別支援学校】

(一宮市丹羽字中山 1151-1 ☎ 0586-51-5311)

- 対象 知的な発達に遅れのあるお子さん

- とき

[小学部]

★説明会 5月31日(水)

★体験入学 9月8日(金)、12日(火)

[中学部]

★説明会 6月1日(木)

[高等部]

★見学会 6月6日(火)

【小牧特別支援学校】

(小牧市大字久保一色 1129-2 ☎ 0568-73-7661)

- 対象 手足の不自由なお子さん

- とき

[小学部]

★体験入学 9月5日(火)、10月11日(水)

[中学部・高等部]

★教育相談 随時実施

【一宮聾学校】

(一宮市大和町荊安賀字上西之杵 30 ☎ 0586-45-6000)

- 対象 耳の不自由なお子さん

- とき

[幼稚部]

★説明会 6月13日(火)

[小学部]

★説明会 6月6日(火)

[中学部]

★説明会 6月7日(水)

[高等部]

★説明会 6月8日(木)

【大府特別支援学校】

(大府市森岡町七丁目 427 番地 ☎ 0562-48-5311)

- 対象 病気療養しているお子さん

- とき

[小学部・中学部・高等部]

★体験入学 7月12日(水)、10月24日(火)

- 申し込み 体験入学等を希望する学校へ直接電話でお申し込みください。
- その他 各特別支援学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。

知って得する介護のはなし

長寿介護課介護保険グループ
(☎ 38-5811)

介護保険って何だろう？介護予防のために今からできることってあるの？そんな疑問を抱えている人は、ぜひご参加ください！

- とき 5月16日(火)午後2時～3時
- ところ 南部老人憩の家
- 内容 ①介護保険制度と介護保険料②介護サービスの使い方③介護予防（お口のケア）
- 対象 興味のある人
- 定員 20人（先着順）
- 申し込み 5月9日(火)までに長寿介護課へお電話にてお申し込みください。

児童館行事 人形劇 ほんわかシアター

第一児童館 (☎ 38-1106)
または各児童館

子どもたちが豊かな心を育むことを願って「ほんわかシアター」による人形劇公演を行います。入場は無料です。

- とき 5月25日(木)午前10時30分～11時
- ところ 第一児童館（くすのきの家）
- 出演 ほんわかシアター
- 内容 「こねこのおさんぽ」
※みんなが知っている童謡と一緒にお話が進んでいきます。親子でほんわかできるパネルシアター音楽会です。
- 対象 乳幼児親子
- 定員 50人（定員になり次第締め切ります。）
※5月8日(月)午前10時30分より、申し込みを受け付けます。第一児童館に直接お越しください。

自然生態園イベント 生物多様性の日 SDGs クイズラリー

環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)
当日の問合先 自然生態園 (☎ 66-6701)

SDGsは2030年を目標に世界をより良くするため、みんなで一緒に取り組む17の目標が掲げられています。自然生態園で、豊かな自然を残すにはどうしたらよいか考えながら、クイズラリーにチャレンジしてみませんか。

- とき 5月21日(日)午前10時～午後4時
- ところ 自然生態園
- 対象 どなたでも結構です。小学校3年生以下は保護者同伴。
- 参加方法 事前の申し込みは不要です。
好きな時間帯で参加できます。ワークハウスで、解答用紙を受け取ってはじめてください。
- 中止の場合 当日、午前8時30分の時点で荒天等によりイベントを行うことが難しいと判断したときは中止とします。随時、状況により中断する場合があります。
中止の確認については、ほっと情報メールによるお知らせのほか、当日、自然生態園にお問い合わせください。

福祉職のための成年後見制度研修会

尾張北部権利擁護支援センター (☎ 0568-74-5888)

福祉職の人を対象に、成年後見制度の基礎知識を学び、権利擁護支援への理解を深めていただくための研修会を開催します。

- とき 6月15日(木)午後1時30分～4時30分
- 内容 成年後見制度の基礎知識に関する講義とグループワーク
- 参加方法 オンライン(Zoom)による参加
- 対象者 岩倉市、小牧市、大口町および扶桑町の高齢者福祉、障がい者福祉、生活困窮等を担当するケアマネージャー、相談支援専門員、ホームヘルパーなどの福祉職および民生委員など支援者の立場で認知症の人や障がいのある人に関わっている人。
- 参加費 無料
- 申し込み 6月8日(木)までに申込フォームからお申込みください。



イベント

みどりのコンサート

地域交流センターみどりの家 (☎ 66-6700)

金管アンサンブルと弦楽三重奏の2つのコンサートを開催します。日時がそれぞれ異なりますのでお間違えないようにお越しください。

入場は無料です。

【金管アンサンブルコンサート】

- とき 5月21日(日)午後2時～
- 演奏 ホルンアンサンブル紫陽花(北名古屋シティ管弦楽団員を中心としたホルン+カホンのグループ)とその仲間たち(金管五重奏団)
- 曲目 時代劇メドレー、となりのトトロメドレー

【弦楽三重奏の夕べ】

- とき 5月25日(木)午後6時30分～
- 演奏 セントラル愛知交響楽団(ヴァイオリン/荒巻理恵、ヴィオラ/太田奈々子、チェロ/本橋裕)
- 曲目 バッハ=モーツァルト 6つの前奏曲とフーガKV404aより 他

両公演ともに、みどりの家ふれあい交流ホールにて開催します。

※駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください。

スポーツレクリエーション祭

生涯学習課スポーツグループ (☎ 38-5819)

だれでも簡単に行えるスポーツレクリエーション(6種目)の大会をアデリア総合体育文化センター(岩倉市総合体育文化センター)、石仏スポーツ広場で下表のとおり開催します。あなたもぜひ、この大会に参加してニュースポーツの楽しさを体験してみませんか。

- とき 6月11日(日)※グラウンドゴルフは雨天中止の場合、6月18日(日)に延期します。
- 参加資格 市内に在住、在勤または在学で小学3年生以上(ただし、小学生は保護者同伴)。
- 参加費 1人200円
- 申し込み 5月26日(金)までに市役所6階生涯学習課へお申し込みください。

とき	種目	会場
受付 8:30 9:00～11:30	グラウンドゴルフ	石仏スポーツ広場
受付 9:00 9:30～12:00	ビーチボールバレー ラージボール バウンドテニス	アデリア総合体育文化センター (岩倉市総合体育文化センター)
受付 13:00 13:30～16:00	インディアカ ソフトバレーボール	アリーナ

子育て支援センター育児講座

子育て支援センター
(市民プラザ内☎ 38-3911)

【応急手当とAED講習】

子どもは思いがけない所でケガをすることがあります。そんな時、一番身近にいるお母さんが慌てず対応できるように、学んでみませんか？

- とき 5月30日(火)午前10時～11時30分
- ところ 子育て支援センター活動室
- 講師 消防署職員
- 定員 7組前後
- 申し込み 5月15日(月)午前10時から受け付けます(電話可)。

【親子でリトミックを楽しもう】

子どもは体を動かして遊ぶのが大好きです。音楽に合わせてお父さん、お母さんも一緒に体を動かして楽しみましょう。

- とき 5月25日(木)午前10時～11時30分
- ところ 子育て支援センターにこここフロアー
- 対象 歩き始めた子～2歳前後の子
- 講師 野村ゆかりさん(リトミック研究センター上級指導会員)
- 定員 2部制1部につき親子各7組前後
- 申し込み 5月8日(月)午前10時から受け付けます(電話可)。

イベント

ロビーコンサート チューバとマリンバの わくわくコンサート

生涯学習課生涯学習グループ
(☎ 38-5819)

クラシック・ポップスから日本の名曲まで、チューバとマリンバによる珍しい組み合わせをお楽しみください。

- とき 5月28日(日)午後1時30分～2時30分
- ところ 市役所1階ミニステージ
- 出演者 MuSA (マリンバ/佐藤美玖、チューバ/森脇直哉)
- 演奏曲 トルコ行進曲、津軽海峡冬景色、ルパン三世のテーマほか

5月のおはなし会

生涯学習課図書館グループ
(☎ 37-6804)

おはなし会は、5月より毎週土曜日に1階おはなしコーナーで開催します。

- とき 5月6日・13日・20日・27日午後3時～
- ところ 図書館1階おはなしコーナー
- 出演 岩倉市図書館おはなし会
- 内容 大型絵本の読み聞かせやパネルシアター、エプロンシアターの上演など

市民スペース

生涯学習課生涯学習グループ
(☎ 38-5819)

生涯学習センターギャラリー

【燵画会・第18回燵画会日本画展】

●とき 5月7日(日)午前10時30分～13日(土)午後4時

●問合せ 水野 (☎ 37-4875)

【曼荼羅点描画教室・作品展】

●とき 5月14日(日)正午～20日(土)午後4時30分

●問合せ 水野 (☎ 090-1723-6998)

【伊勢型紙を楽しむ会・作品展】

●とき 5月24日(水)午前11時～30日(火)午前11時30分

●問合せ 根田 (☎ 37-7557)

ストーリーテリングの おはなし会

生涯学習課図書館グループ
(☎ 37-6804)

絵本や紙芝居ではなくストーリーテリング(語り)でお話の世界を楽しんでみませんか。

- とき 5月21日(日)午後3時～
- ところ 図書館2階 視聴覚室
- 語り手 ストーリーテリングお豆の会
- 対象 5歳～大人
- プログラム 「しおちゃんとしょうちゃん」ほか

こどもの日 ショウブとヨモギを 無料配布します

環境保全課環境グループ
(☎ 38-5808)

※当日の問合先 自然生態園
(☎ 66-6701)

自然生態園では、こどもの日にちなみ、ショウブとヨモギを無料配布します。

ぜひご来園ください。

- とき 5月5日(金・祝)午前10時から配布終了まで
- ところ 自然生態園
- 配布数 50束(先着順)

大切な人を亡くされた人の お話し会

長寿介護課長寿福祉グループ
(☎ 38-5811)

長年連れ添った夫や妻など、大切な人を亡くされた経験のある人同士でお話をする機会を設けます。経験者、地域包括支援センター職員が聞き役で参加します。

- とき 6月2日(金)午後1時30分から3時までの間、ご自由にお越しください(申込不要)。
- ところ 市役所2階レストラン さくらん坊
- 参加費 お茶代(400円)
- 対象者 大切な人(ご家族等)を亡くされた人

予約の多かった本

- 1位 審議官
(今野 敏 著)
- 2位 真珠とダイヤモンド 上
(桐野 夏生 著)
- 3位 君のクイズ
(小川 哲 著)

5月31日(水)は休館日です。
図書館からのお知らせ

その他の新着図書については、ホームページをご覧ください。
ホームページから貸出中の図書の予約ができます。

★あした、弁当を作る。(ひこ・田中 著)
★ごみしゅうしゅうしゃのぼいすけくん(鎌田 歩 絵 正高もとこ 作)

児童新着図書

★NPOカタリバがみんなと作った 不登校―親子のための教科書(今村 久美 著)
★待つ(太宰 治 著 今井 キラ 絵)

一般新着図書



市民相談 (5月)

市民相談室 (☎ 38-5822)

市民相談室は、市役所 1 階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

相談	とき
一般相談	月～金曜日 (祝日、振替休日を除く) 午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時
消費生活相談 (消費生活センター)	月～木曜日 (祝日、振替休日を除く) 午前 8 時 30 分～正午 (☎ 37-7867) ※受付時間：午前 11 時 30 分まで
法律相談	9 日(火)・24 日(水)午後 1 時～ 4 時 ※ 1 日(月)午前 9 時から当月分の予約を受け付けます (先着順、電話可)。
若年者就職相談 ※予約優先	いちサポ (☎ 0586-55-9286) 12 日(金)午前 9 時 30 分～正午 26 日(金)午後 1 時～ 4 時
人権相談	12 日(金)午後 1 時～ 4 時
行政相談	12 日(金)午後 1 時～ 4 時
多重債務者相談 ※予約優先	18 日(木)午後 1 時～ 4 時 クレスラあしたの会 (☎ 090-3252-5652)
登記相談	10 日(水)午後 1 時～ 4 時
不動産相談	11 日(木)午後 1 時～ 4 時
年金相談	17 日(水)午前 10 時～正午、午後 1 時～ 3 時 12 日(金)までに市民窓口課 (☎ 38-5807) へお申し込みください
戦没者遺族相談 ※予約制	19 日(金)午後 1 時～ 4 時 ※ 12 日(金)までに市民相談室へお申し込みください。
基幹相談 支援センター	月～金曜日 (祝日、振替休日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (☎ 81-9973) 障がいに関する相談を受け付けます

分別収集・古紙と古着の日 (5月)

表中の★印は実施日が通常の実施日と異なりますので、ご注意ください。

分別収集

2 日(火)	八剣町・井上町・神野町・石仏町
9 日(火)	大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町
★ 12 日(金)	曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町
16 日(火)	中本町・東町・中野町・鈴井町
★ 19 日(金)	東新町 (岩倉団地)
23 日(火)	泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
★ 26 日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町 1 区

古紙と古着の日

9 日(火)	西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
★ 12 日(金)	下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町 1 区
16 日(火)	八剣町・神野町・石仏町
20 日(土)	東新町 (岩倉団地)
23 日(火)	中央町・川井町

日曜資源回収 (9:00 ~ 12:00)

7 日・21 日	e- ライフプラザ (清掃事務所)
14 日・28 日	消防署東側防災公園

その他の相談

相談	とき	ところ	問合先 / 備考
早期教育相談 (無料・予約制)	8 月 1 日(火)～ 3 日(木) 午前 10 時～ 午後 4 時	尾西生涯学習センター (一宮市東五城字備前 12 尾西庁舎内)	申込・問合先：学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818) 対象：乳幼児期 (0 歳以上) から、令和 6 年度に新一年生に入学するお子さん (6 歳まで) とその保護者 相談内容：障がいのあるお子さんの就学など 申込期限：6 月 9 日(金)
たんぼぼ相談 (教育相談) (無料・予約制)	火・金曜日 (祝日は除く) 午後 1 時～ 4 時	一宮東特別支援学校 (一宮市丹羽字中山 1151 番地 1)	予約・問合先：一宮東特別支援学校たんぼぼ相談係 (☎ 0586-51-5311) 内容：お子さんの発達に気になる、障がいのあるお子さんの養育・教育で不安があるなど、保護者・教職員の皆さんが抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。 予約受付時間：月～金曜日 (祝日は除く) 午前 9 時～午後 5 時 ※相談内容については、秘密を厳守します。
成年後見制度相談	5 月 8 日(月) 午後 1 時～ 4 時	市役所 1 階 市民相談室	問合先：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター (☎ 052-908-3022) 相談内容：成年後見制度、その他許認可、相続手続き、遺言など行政書士業務 相談員：一般社団法人コスモス成年後見サポート会員
成年後見制度相談 (巡回相談・予約制)	5 月 10 日(水) 午後 1 時 30 分～ 4 時 20 分	ふれあいセンター 3 階福祉団体活動室 (西市町無量寺 2-1)	予約・問合先：尾張北部権利擁護支援センター (☎ 0568-74-5888) ※相談は、1 組 50 分で、1 日 3 組

5月の保健センター案内

保健センターの年間予定は市ホームページに掲載しています。



●の事業は、左の二次元コードからも申し込みができます。

子どもと妊婦さん

教室・相談・健康診査に参加するときには、母子健康手帳をお持ちください。
駐車場が少ないため、車でのお越しはなるべくご遠慮ください。

会場：保健センター

★の事業は要予約、先着順。(●の事業は電子申請可)

申し込みは、前月の15日(土・日曜日、祝日等の場合は翌開庁日)から受け付けています(電話可)。問合せ ☎ 37-3511

内容	とき			対象	備考
	日	時間	受付		
母子健康手帳 交付 (妊娠の届出)	毎週木曜日 (祝日除く)	—	9:00 ～11:00	妊婦	母子健康手帳、妊婦健康診査受診票などの交付 持ち物：妊娠届出書(医療機関で発行) 妊婦自身の口座情報がわかるものの写し、身分証明書の写し(出産応援金の申請に必要となります) 交付手続きの際には、今後利用できる母子保健サービス等の説明がありますので、時間に余裕をもってお越しください。 ※ご都合のつかない人は電話でご連絡ください。
★●パパママ セミナー	20日(土)	10:00 ～11:00	9:45 ～10:00	妊娠6か月以降の 初めて親になる夫婦 (定員22組)	お父さんの役割について、 分娩の経過や育児について
★母乳相談	29日(月)	9:00 ～12:00	予約制	母乳育児を している人 (定員6人)	母乳相談、授乳指導、育児相談、体重測定 持ち物：母乳拭き用タオル
★●乳幼児 健康相談	16日(火)	9:00 ～11:00	予約制	乳幼児 (定員61人)	身体計測のみ希望する人は電子申請が可能です。 育児相談がある人は電話でお申し込みください。 ※相談の内容によって保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士が対応します。
★こども 発達相談	22日(月)	9:00 ～11:00	予約制	乳幼児 (定員10人)	身体やことばの発達などの相談
★●これから はじめる 離乳食教室	10日(水)	10:00 ～11:00	9:45 ～10:00	4～6か月児 (定員16人)	離乳食のはじめ方の話
★●ツインズ 交流会	9日(火)	9:30 ～11:00	—	双胎・多胎の妊婦等 双児・多児の親子	情報交換、交流会 保育士による親子遊び
★2歳児 歯科健康診査	23日(火)	①12:45～ ②13:15～	予約制	令和3年5月生	歯科健診、発達チェック、フッ化物塗布 持ち物：歯ブラシ、お茶、バスタオル(歯科健診用) ※フッ化物塗布後30分は飲食ができません。塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。事前に歯をみがいてきてください。
★2歳6か月児 歯科健康診査	9日(火)			令和2年10月生	

乳幼児健康診査について

4か月児健診(令和5年1月生)、1歳6か月児健診(令和3年10月生)、3歳児健診(令和2年5月生)の対象者には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターにご連絡ください。

★●1歳おめでとう教室

幼児食・育児・発達・歯の話や親子遊び、身体計測(希望者)を行います。対象者(令和4年5月生)には、個別通知をしています。転入した人や個別通知が届いていない人は、保健センターにご連絡ください。

相談専用電話：0587-66-7300

健康や妊娠中・子育てのお悩み等お気軽にご相談ください(土・日曜日、祝日を除く毎日(午前9時～正午、午後1時～4時))。

成人

保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

内容	と き		ところ	対象	備 考
	日	時間			
健康チェックの日	毎月第1・3水曜日 (祝日除く)	9:00 ～11:00	保健 センター	成人	内容…保健師による健康相談、血圧測定、体脂肪測定、禁煙相談、体力チェック(握力測定、椅子立ち上がりテスト) ※管理栄養士・作業療法士・歯科衛生士による相談は予約が必要です。
臨床心理士による こころの健康相談	11日(木) 25日(木)	13:30 ～15:30 ◎予約制			申し込み…保健センター(電話可) 内容…臨床心理士によるこころの健康相談(相談時間は1人30分程度です)

SNS 相談

●厚生労働省ホームページ「悩み相談」



●愛知県ホームページ「様々な悩みの相談窓口」



予防接種



特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。健康が気になる時だからこそ、予防接種は遅らせずに、予定どおり受けましょう。

子ども

乳幼児の予防接種について

生後2か月頃に「予防接種予診票綴り」と「予防接種とこどもの健康」(冊子)を郵送しています。医療機関に予約をして、計画的に予防接種をしましょう。転入した人や予診票がない人は、母子健康手帳を持って、保健センターにお越しください。

子ども

定期的予防接種について

◎日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えにより、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さんは、20歳未満までの間に4回の不足分が接種できますので、保健センターにお問い合わせください。ただし、平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれで2期が完了していないお子さんには、令和5年4月末に個別通知しました。9歳になるお子さんには、9歳になる月に個別通知(2期)します。

◎ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)の予防接種について

国の方針により、平成25年6月からヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの積極的勧奨を差し控えていましたが、接種による有効性が副反応リスクを上回ることが認められたため、令和4年4月より積極的勧奨を再開しています。

令和5年度に12歳になるお子さん(平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの女子)には、令和5年4月末に個別通知しました。

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人(平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子で、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンを接種していない人)は、令和7年3月末まで公費で接種することができます。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

高齢者

高齢者肺炎球菌予防接種(任意接種)について

定期接種対象者に該当しない65歳以上の人かつ過去に一度も市の助成を受けていない人で接種を希望する場合は、任意予防接種として接種費用の一部を助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

※定期接種対象者については、令和5年4月末に個別通知しました。

女性

風しんワクチン(麻しん風しん混合含む)の接種費用の助成について(任意接種) ※申請期限:令和6年3月29日(金)まで

接種日に岩倉市民で、次の①および②の両方に該当する人に接種費用の一部を助成します(令和6年3月29日までに接種)。

- ①経産婦・妊婦を除く、妊娠を予定または希望する女性(ただし、風しん(麻しん風しん混合含む)ワクチン接種歴がある人、風しん罹患歴がある人を除く)。
- ②令和5年4月から令和6年3月までに受けた風しん抗体検査で抗体価が基準値に満たない人。

男性

風しんの追加的対策について(定期接種)

風しんの流行に伴い、これまで定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(風しん罹患患者、風しん予防接種歴のある人を除く)に対し、令和元年度から3年間、抗体検査の結果により公費で予防接種を実施していました。令和4年2月末までの期限となっていました。国の方針により令和6年度までの期限延長が決められました。対象者に対しては、令和4年5月にクーポン券を送付しました。全国の集合契約に参加している医療機関で利用できますので、厚生労働省のホームページで実施医療機関を確認し、クーポン券を持参のうえ受けてください。転入や紛失した人は、申請によりクーポン券を交付します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

その他

市内委託医療機関以外での接種について

かかりつけ医が市外にある等の理由で、市外で接種を希望する場合は、接種する前に申請が必要となります。接種日の2週間前までに、お子さんの予防接種に関しては母子健康手帳を、高齢者の予防接種に関しては本人確認ができるもの(運転免許証等)を持って、保健センターにお越しください。

その他

市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等含む)の予防接種費用の助成について

高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ・上記女性の風しん(麻しん風しん混合含む)の予防接種については、市民税非課税世帯(生活保護受給世帯等含む)に該当する人は、接種費用の自己負担分を全額助成します。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

救急医療電話番号案内

救急医療情報センター

☎ 0586-72-1133

休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎ 0587-66-4708

受付 9:00～11:30、
13:00～16:30

小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診療室)

☎ 0587-51-3333

○土・日曜日、祝日

受付 9:00～16:30

愛知県小児救急電話相談

☎ #8000

(☎ 052-962-9900)

○毎日 19:00～翌朝 8:00

Talks with Thomas.



Get to know Thomas!

こんにちは。4月から国際交流員になりましたトーマス・パーマです。

ベルギーのピンコムという小さなまちで生まれ、自然豊かな緑とトウモロコシ畑に囲まれて育ちました。大学はルーヴェン・カトリック大学に通いました。ルーヴェンには多くの大学が点在しており、学生達がシェアハウスをして大学に通う、非常に美しく小さなベルギーの地方都市です。私はルーヴェンの人文科学で修士号を取得し、その後、教職免許を取得しました。この時の経験は、日本で生活をする上で非常に役に立っています。また、免許を取得する際、私を支えてくれた両親にとっても感謝しています。

私は、大学を卒業後、カンボジアとタイで海外ボランティアとして英語を教えていました。その場所で妻と出会い、日本で英語教師になることに決めました。そして2012年10月にこの美しい島国に来日しました。それから英語教師として働いたり、ベルギーワッフルの会社を設立したりして10年を過ごし、現在は岩倉市の国際交流員として働いています。その間に宝物のような2人の子も生まれ、とても幸せです。



この10年間、美しい街並みや壮大な自然を持つ島国を旅行する機会がありました。北海道から九州にかけて、また富士山にも行きました。富士山はまだ登頂していないので、子どもたちが大きくなったら挑戦したいです。

最後に、もし私を見かけたら気軽に声をかけてください。そして、おすすめの旅行先や、日本で何を体験するべきか、あなたの考えをぜひ聞かせてください。

頭の体操

クロスワードパズル

キーワードをもとに、クロスワードを完成させよう！

色マスの文字を並べかえると答えができます。

正解者の中から抽選で3人に、い〜わくんソング CD をプレゼント!!

タテのキーワード

- 1 鯖を加工した缶詰の通称。
- 2 ブラジルの民族舞踊およびダンス曲。また、そのリズム。
- 3 現在より昔のこと。
- 4 芝居で、まだ次の幕のあかないうち。
- 5 岩倉名産「名古屋〇〇〇〇」
- 9 江戸時代の風俗、特に遊里・遊女・役者などを描いた絵。
- 10 「羅臼」や「利尻」といったブランドがある。食用で、出汁をとるのに使われる。
- 11 金魚すくいに使う、針金などの枠に薄い紙を貼った道具。

ヨコのキーワード

- 1 笹の葉の形に似せて作った魚の練り物。仙台地方の名産。
- 6 タイの首都
- 7 英語で「hippopotamus」という動物。
- 8 農業に使用する土地のこと
- 10 細菌の増殖を抑えること。
- 11 南アメリカの袖なしの外衣。布の中央に穴をあけて顔を出し、前後に垂らして着る。
- 12 ラジオ・テレビなどの録音・録画でない放送。生放送。
- 13 英語のアルファベット第19字。

1	2	3	4		5
6					
7			8	9	
		10			
	11				
12				13	

4月号の答えは「オハナミ」でした。
(詳細は、ホームページに掲載しています)

応募方法

はがきに必要事項を記入のうえ、右記あて先までお送りください。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

下記フォームからも応募を受け付けています。
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsform/enquete.php?id=10>

※応募はお1人につき1回までとさせていただきます。



- あて先 〒482-8686 岩倉市秘書企画課 広報広聴グループあて
- 必要事項 ①並べ替えた答え ②氏名(ふりがな) ③郵便番号・住所 ④電話番号
- ⑤今月号の感想(任意)
- 応募期限 5月16日(火)(当日消印有効)

みんなに教えたい 私の好きないわくら

第2弾 オススメ涼スポットを募集します!!

このコーナーではテーマを決め、皆さんから写真を募集し、広報いわくらで紹介しします。「市内のこの場所が好き」「ここからはこんな風景が見れるよ」など皆さんのオススメの場所を教えてください。第2回目は「オススメ涼スポット」です。暑い夏を乗り切るためにもぜひ、皆さんが知っている涼しげに過ごせるスポットを教えてください。

●投稿方法 ①撮影場所②名前（ペンネームも可）③連絡先（メールアドレス可）④好きなポイント（任意）を記入し、写真データを添付して下記アドレスまでメールでお送りいただくか、市役所5階秘書企画課窓口まで写真をご持参ください。

●メールアドレス koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
メールで投稿いただく場合は、件名に「みんなに教えたい 私の好きないわくら」と記載してください。

●応募締切日 5月26日(金)

●掲載予定号 令和5年7月号

●留意事項

- (1) 岩倉市内で撮影した写真であること。
 - (2) 著作権・肖像権など第三者の権利を害しないこと。
 - (3) 紙面の都合等により掲載できない場合があります。
- なお、市ホームページに掲載する場合があります。



【竹林公園付近】
川のせせらぎが涼しげな気分してくれます。
いわくら太郎 さん



【岩倉駅西広場の噴水】
噴水の音が好き♪
いわくら花子 さん

●問合せ先 秘書企画課広報広聴グループ (☎ 38-5802)

健康いわくら 21 ~ プラス 1 品、野菜料理の提案～

★岩倉市食の健康づくり推進員が作成した「野菜別！おいしい料理レシピ集」を保健センターで配布しています。



簡単！！美味しい野菜レシピ(えんどう編)

健康課健康支援グループ（保健センター内☎37-3511）

スナップえんどうのソテー

材料 2人分

スナップえんどう	100g
しめじ	1/2パック
ウインナー	6本
バター	10g
ポン酢しょうゆ	大さじ1

※1人分の野菜の分量（75g）

<作り方>

- ① スナップえんどうは筋を取ります。
- ② しめじは石づきを切り取り小房に分けます。
- ③ ウインナーは1本を斜めに3等分に切ります。
- ④ フライパンにバターを溶かし、①②③を入れ3分程度炒めます。最後にポン酢しょうゆを加え、からめたら出来上がりです。これを器に盛り付けます。

※好みでかつお節やもみ海苔を上飾ってもいいですね。

…メモ…

スナップえんどうは別名スナックえんどうとも呼ばれ、さやえんどうの一種です。実が熟してもさやも豆もやわらかいため、さやごと食べられます。





市ホームページ内イベントアルバムでもイベント
や行事の様子を紹介しています。





2023 いわくら～春～

2023年の岩倉の春は、きれいに咲き誇る桜と勇壮な山車で始まりました。

例年より早く開花した桜ですが、3月24日(金)から4月2日(日)まで行われた五条川夜桜ライトアップの期間は、そのきれいな姿を残してくれました。

4月1日(土)には、4年ぶりとなる岩倉街道山車巡行とからくり実演が行われました。

尾張地区最大の大きさを誇る三台の山車が掛け声とともに動き出す姿に見物客からは感嘆の声が漏れていました。

笛や太鼓に合わせたからくり実演も行われ、花見に来ていた見物客も足を止めて、楽しむ姿がありました。

(★の写真は広報モニター山田幸哉さん提供)

市制50周年で植えた市民の花木「さくら」のその後

令和3年12月に配布したさくら「ジンダイアケボノ」について、1年経過した現在の姿がどうなっているのか追跡取材しました。栄町と岩倉団地のさくらが4月に花開きました。



【栄町在住の人より】
きれいに咲いて良かったです。
毎日癒されています。



【岩倉団地自治会より】
皆で植え、育てています。
ジンダイアケボノのおかげで心地よい空間が生まれ、団地に住んでいる人に安心感を与えています。

あなたの写真を広報に

いわふォト

投稿募集中です

岩倉市内で撮ったあなたのイチ押し写真を
広報に掲載してみませんか？

- 投稿方法 ①住所（町名のみ）②名前（ペンネームも可）を記入し、写真データを添付して下記アドレスまでメールでお送りいただくか、市役所5階秘書企画課窓口まで写真をご持参ください。
- メールアドレス koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
- 留意事項 ①岩倉市内で撮影した写真であること。
②著作権・肖像権など第三者の権利を害しないこと。
③ 広報紙に掲載されなかった写真は市ホームページに掲載する場合があります。
- 問合せ先 秘書企画課広報広聴グループ（☎38-5802）



春爛漫！川面に映る桜もきれい！
（曾野町 るーか さん）



ひ孫達と散歩
（本町 伊藤忠雄 さん）



寄り添うタンポポに癒やされました。
（本町 ポコはは さん）



満開の桜、今年も楽しんで
きました。ここだけの話、
五条川の桜が日本一ですね。
（大地町 ぺこちゃん さん）



仕事帰りのお花見。夕暮れ時の五条川
沿いにて。
（石仏町 すみっこ さん）



五条川の桜です。
（本町 吉川 さん）



◀たくさんの投稿がありましたので、市イベントアルバムにも投稿
作品を掲載させて頂きました。

Pick Up News (ピックアップニュース)



森下博行さんから市内公立保
育園7園にシステムブロック滑
り台とフラットマットセットの
寄附を頂きました。



3月18日(土)、19日(日)に行わ
れた「第32回東海地域小・中
学生ソフトボール新人大会」小
学生男子の部で優勝した「岩倉
ソフトボールスポーツ少年団」
が市長を表敬訪問しました。



ごみ収集車のデザインを市内
小中学生から募集し、選考の結
果、五条川小学校6年の森真優
子さん（写真左）と岩倉中学校
1年の伊藤和さん（写真右）の
作品が採用されました。

● 毎月1回 1日発行
● 岩倉市ホームページアドレス https://www.city.iwakura.aichi.jp/
● 岩倉市Eメールアドレス(代表) koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
● 編集・問合せ先 秘書企画課広報広聴グループ(☎38-5802)

穴をあける際に
ご活用ください。

● 発行 岩倉市役所 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎0587-66-1111 FAX0587-66-6100
広報紙いわくら音声版(CD)を用意しています。また、ホームページでも
公開しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。